

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上）○：概ね達成できた（達成率60～79%）△：達成はやや不十分（達成率30～59%）×：全く達成できなかった（達成率29%以下）－：評価対象外

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実 在宅医療・介護連携の推進													
1	105	1 (1)	地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議（部会・ワーキング）において、現状分析により抽出された課題をもとに対処策を検討する。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化する。	区役所が主体的に会議を開催し対応策を検討、具体化：18区/24区	○	令和 3 年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。	区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化：18区/24区	○	今年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討する。	区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化：22区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。
2	105	1 (1)	「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図る。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	地域の医療・介護に関する会議への参画：区24区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。	地域の医療・介護に関する会議への参画：24区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図る。	地域の医療・介護に関する会議への参画：23区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。
3	105	1 (1)	「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図る。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化する。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：23区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進めます。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：22区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進める。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：22区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進めます。
4	105	1 (1)	医療・介護関係者等や関係機関との連携を実現するには、「顔の見える関係」を構築することが重要であるため、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携の推進を進める。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。	多職種研修会の開催：13区/24区	△	令和 3 年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。	多職種研修会の開催：17区/24区	○	今年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、多職種間の連携強化のため研修会を開催する。	多職種研修会の開催：22区/24区	◎	今後も引き続き、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。
5	105	1 (1)	在宅での療養が必要となったときに適切にサービスを選択できるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であるため、普及・啓発の取組みを進めることで、理解の促進に努める。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：19区/24区	○	今後も、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組みます。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：23区/24区	◎	今後も、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組む。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：24区/24区	◎	今後も引き続き、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組みます。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
6	105	1 (1)	医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努める。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成すべきツールの検討を実施する。	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールの検討：22区/24区	◎	今後も、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組みます。	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールの検討：20区/24区	◎	今後も、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組む。	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールの検討：23区/24区	◎	今後も引き続き、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組みます。
7	105	1 (1)	P D C Aサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組みを進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進める。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をP D C Aサイクルに沿って実施する。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：15区/24区	○	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：20区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図る。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：22区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。
地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）													
8	110	1 (2)	【地域包括支援センターの資質の向上】 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図る。	事業実施基準※に基づき評価結果目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準	事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、工夫を凝らし柔軟な対応を行うなど、すべての地域包括支援センターにおいて適切かつ安定的な運営が行われている状況にあると、市地域包括支援センター運営協議会において評価を受けています。 また、評価結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、計画に基づき研修を実施し、地域包括支援センターの資質の向上を図りました。 ・事業実施基準（包括） 基準達成：61包括（92%） ・応用評価基準 基準達成：65包括（98%） ・事業実施基準（認知症強化型） 基準達成：24包括（100%）	◎	高齢者のニーズに応じた相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターのよりよい運営・活動を推進していくよう、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上に取り組めます。	事業評価指標については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、工夫を凝らし柔軟な対応を行うなど、すべての地域包括支援センターにおいて適切かつ安定的な運営が行われている状況にあると、市地域包括支援センター運営協議会において評価を受けている。 また、評価結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、計画に基づき研修を実施し、地域包括支援センターの資質の向上を図っている。 ・事業評価指標（包括） 指標達成：61包括（92%） ・応用評価指標 指標達成：60包括（98%） ・事業評価指標（認知症強化型） 指標達成：24包括（100%）	◎	長寿化に伴う医療・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化もあり、地域包括支援センターへ寄せられる相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られる。高齢者のニーズに応じた相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターのよりよい運営・活動を推進していくよう、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上に取り組む。	（取組実績） 地域包括支援センター職員に対して研修を実施するとともに、毎月開催している地域包括支援センター管理者会において、事業運営に必要な情報提供等を行うなど、地域包括支援センター運営における、質の確保及び向上並びに必要な改善を図られるよう引き続き支援に努めている。 ・事業評価指標（包括） 指標達成：62包括（94%） ・応用評価指標 指標達成：66包括（100%） ・事業評価指標（認知症強化型） 指標達成：23包括（96%）	◎	長寿化に伴う医療・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化もあり、地域包括支援センターへ寄せられる相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られる。 地域包括支援センターが地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関としての役割を担うことができるよう、業務負担の軽減に努めるとともに、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等を実施し、地域包括支援センターの資質の向上に取り組む。
9	110	1 (2)	【自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進】 地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組む。	自立支援等に資する地域ケア会議※の推進目標値等：各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 ※介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種との連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組ました。 自立支援型ケアマネジメント検討会議：663回	◎	介護支援専門員への適切な助言やさらなる多職種連携の意識を高められるよう、地域包括支援センターへの研修等を通じて質の向上を図るとともに、専門職や市民への自立支援・重度化防止の取組みについて、引き続き周知していく。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進を継続的に取組んでいる。 自立支援型ケアマネジメント検討会議：758回	◎	高齢者の自立支援・重度化防止の観点を踏まえ、支援等の検討を行うことはもとより、支援内容の検討過程において自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者等の共通認識を図ることや、地域課題の発見等に繋げることが極めて重要である。 専門多職種の助言や支援を踏まえ、自立支援・重度化防止の考え方について、高齢者本人やその家族、高齢者支援を行う関係者に理解が進むよう取り組む。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進を継続的に取組んでいる。 自立支援型ケアマネジメント検討会議：443回	◎	介護支援専門員への適切な助言やさらなる多職種連携の意識を高められるよう、地域包括支援センターへの研修等を通じて質の向上を図るとともに、専門職や市民への自立支援・重度化防止の取組みについて、高齢者本人やその家族、高齢者支援を行う関係者に引き続き周知していく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）													
10	113	1 (3)	地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にするなど、地域における見守りネットワークのさらなる強化にむけ、取組みを行う。 孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、ＣＳＷによる対応及び体制を強化する。	・CSWの配置 ・地域への要援護者名簿提供状況 ・孤立世帯等への専門的対応	・CSWの配置 24区合計98名 ・地域への要援護者名簿提供状況 市内全333地域 ・孤立世帯等への専門的対応 相談対応：307,356回 ケース会議：4,222回	◎	コロナ禍において、様々な地域活動が制限されているが、見守りの取組みを後退させないよう、各区・各地域において、それぞれの実情に応じ、工夫を凝らしながら取組みを進めています。	・CSWの配置 24区合計98名 ・地域への要援護者名簿提供状況 市内全334地域 ・孤立世帯等への専門的対応 相談対応：376,320回 ケース会議：4,852回	◎	コロナ禍の中では、地域活動が制限されていたが、地域での活動も再開されつつある。担い手の育成や、活動内容の周知といった、地域での見守り活動を支援するとともに、支援を必要とする対象者へ積極的にアプローチを行う等、各区・各地域におけるそれぞれの実情に応じ、工夫を凝らしながら取組みを進める。	・CSWの配置 24区合計98名 ・地域への要援護者名簿提供状況 市内全334地域 ・孤立世帯等への専門的対応 相談対応：448,180回 ケース会議：5,478回	◎	コロナ禍の中で制限されていた地域活動も、再開され、地域の状況に合わせた活動が行われている。担い手の育成や、活動内容の周知といった、地域での見守り活動を支援するとともに、支援を必要とする対象者へ積極的にアプローチを行う等、各区・各地域におけるそれぞれの実情に応じ、工夫を凝らしながら取組みを進める。
11	113	1 (3)	認知症高齢者等への対応については、警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組む。	・認知症高齢者等の行方不明事案への対応	認知症高齢者見守りネットワーク事業として、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで発信し、早期に発見する仕組みを進めました。 ・利用登録者数：4,122人 ・協力者数(企業・団体):2,776件 協力者数(民生委員):2,776人 ・メール配信件数：118件	◎	引き続き警察等との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期発見の仕組みづくりに取り組む。	認知症高齢者見守りネットワーク事業として、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで発信し、早期に発見する仕組みを進めた。 ・利用登録者数：4,443人 ・協力者数(企業・団体):2,867件 協力者数(民生委員):2,701人 ・メール配信件数：123件	◎	引き続き警察等と連携し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期発見の仕組みづくりに取り組む。	認知症高齢者見守りネットワーク事業として、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで発信し、早期に発見する仕組みを進めた。 ・利用登録者数：4,782人 ・協力者数(企業・団体)：2,942件 協力者数(民生委員)：2,798人 ・メール配信件数：57件	◎	引き続き警察等と連携し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期発見の仕組みづくりに取り組む。
複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実													
12	116	1 (4)	各区の好事例を共有する研修会を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組みを進める。	・相談受付件数 ・総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数 ・スーパーバイザー派遣件数 ・研修会等開催	・相談受付件数：217件 ・総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数：130件 ・スーパーバイザー派遣件数：68件 ・研修会等開催状況：28件	◎	令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組みを着実に進めています。支援困難事例などの継続ケースの増加等の課題があります。市全域において事業の水準を高めていくために、今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用していきます。	相談件数 349件 総合的な支援調整の場（つながる場） 145件 スーパーバイザー派遣数 104件 研修会当開催状況 32件	◎	令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施し、各区の実情に応じた取組みを着実に進めているが、支援困難事例などの継続ケースの増加等の課題がある。市全域において事業の水準を高めていくために、今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用していく。	相談件数 380件 総合的な支援調整の場（つながる場） 146件 スーパーバイザー派遣数 120件 研修会等開催状況 38件	◎	令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施し、各区の実情に応じた取組みを着実に進めているが、支援困難事例などの継続ケースの増加等の課題がある。市全域において事業の水準を高めていくために、今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用していく。
権利擁護施策の推進【高齢者虐待防止の取組の充実】													
13	122	1 (6) ア	高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努める。	・虐待の知識・理解の普及啓発	高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動については、市民や関係機関等へのリーフレット及び効果的な啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めています。	○	令和2年度養護者による高齢者虐待の通報は1,169件と、令和元年度の1,100件を上回り、毎年増加傾向にあります。しかし、本人の状況の変化にいち早く気付ける立場にある地域からの通報件数はいまだ少ないのが現状です。高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの充実、強化を図ります。	高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動として、市民や関係機関等へ配布するためのリーフレット・クリアファイル及び虐待対応ハンドブックを作成し、関係先に配布した。これら啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めている。	○	令和４年度養護者による高齢者虐待の通報は、1,170件（速報値）と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護支援専門員・介護保険事業者等からの通報が減少した令和３年度の1,125件からは増加したが、令和２年度と比べると横這いである。一方、地域からの通報件数は、減少しており、高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの体制の充実、強化を図る。 ※通報件数は速報値であり修正する場合がある。（例年、年末に厚生労働省が数値を確定する予定）	○	高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動として、市民や関係機関等へ配布するためのリーフレット・クリアファイル及び虐待対応ハンドブックを作成し、関係先に配布した。これら啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか啓発を行い、通報者の秘密は守られること、また通報窓口についての周知等を行った。さらに、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し、高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及及び虐待防止の取り組みに努めている。	令和５年度、養護者による高齢者虐待の通報は1,177件（速報値）と、前年度と横ばいである。一方で、虐待の事実ありと判断した件数は増加している。相談・通報者としては、家族・親族や警察は増加し、介護支援専門員（ケアマネジャー）は減少がみられる。地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催により、高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応の推進に向けたネットワークの体制の充実、強化を図る。 ※通報件数は速報値であり修正する場合がある。（例年、年末に厚生労働省が数値を確定する予定）

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
14	122	1 (6) ア	関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」においては、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図る。 各区では、高齢者虐待防止のネットワーク（連携体制）を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進める。	・ネットワークの構築 ・施設従事者等の意識の向上	本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル（1回）及び区レベル（24回）で開催しました。高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めています。	○	高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等の支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進めます。	本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル（1回）及び区レベル（24回）で開催した。高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めている。	○	高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等の支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進める。	本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル（1回）及び区レベル（24回）で開催した。 高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めている。	○	高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等の支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進める。
15	122	1 (6) ア	養護者虐待の主な発生要因については、「養護者の介護疲れ・介護ストレス」であることから、地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行う。	・地域包括支援センターの養護者の介護負担軽減にかかる取組み	介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するとともに当事者意識の育成・支援を図ることを目的に家族介護支援事業を行った。 ・参加者数：6,093人	◎	新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の開催が難しくなっているが、WEB開催や配信等、新たな手法にも取り組んでいる。引き続き、感染防止対策に留意しながら取組みを進めていく。	介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するとともに当事者意識の育成・支援を図ることを目的に家族介護支援事業を行った。 ・参加者数：7,748人	◎	今後も引き続き家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止及び心身のリフレッシュ等を図るため、講演会・研修会等の取組みを進めていく。	介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するとともに当事者組織の育成・支援を図ることを目的に家族介護支援事業を行った。 ・参加者数：13,803人	◎	今後も引き続き家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止及び心身のリフレッシュ等を図るため、講演会・研修会等の取組みを進めていく。
16	122	1 (6) ア	養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進める。 また、高齢者の尊厳を傷つけないだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き要介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進める。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2021(令和3)年度 6,730か所 2022(令和4)年度 6,969か所 2023(令和5)年度 7,138か所	集団指導における人権擁護に関する研修参加は6,707か所。	◎	97.8%の事業所に対して実施することができた。欠席者に対しては、実地指導を実施し、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図る。	集団指導における虐待防止等に関する研修参加は5,969か所。	◎	集団指導において、今後も虐待防止等に関する研修を実施し、介護事業所での虐待防止に取り組む。	集団指導における虐待防止等に関する研修参加は6,436か所(対象事業所6,597事業所・参加率97.6%)	◎	集団指導において、今後も虐待防止等に関する研修を実施し、介護事業所での虐待防止に取り組む。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度				
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策		
権利擁護施策の推進【成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進】															
17	123	1 (6) イ	保健福祉センターをはじめ地域包括支援センター、ランチなどの相談支援機関が本人を中心とする「チーム」（後見等開始後はこれに後見人が加わる）を形成し、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」が「チーム」を支援する。また、大阪市成年後見支援センターをネットワークの中核機関として位置づけ、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を果たす。	・地域連携ネットワーク構築	大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう取り組んでいます。また、「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めています。5つの部会は、それぞれ年2回開催しました。	○	協議会の各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいます。協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に応じて「専門職」を派遣し、さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくなるための検討を行います。	○	大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう取り組んでいる。また、「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めている。5つの部会は、それぞれ年2回開催した。	○	協議会の各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいく。協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に応じて「専門職」を派遣し、さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくなるための検討を行う。	○	大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう取り組んでいる。また、「協議会」では、より議論を深めるために、従来の5つの部会の機能を再編成し、3つの部会（制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めている。3つの部会は、年間計20回開催した。	○	協議会の各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいく。協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に応じて「専門職」を派遣し、さらに専門職派遣の利用を促進するため、利用促進部会において、周知と利用しやすくなるための検討を行う。
18	123	1 (6) イ	市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化する。	・市民後見人の養成・支援	市民後見人の養成・支援を強化するため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討しました。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オリエンテーションを動画視聴に切り替え、養成講座を開催しました。成年後見支援センターにおいて、一般市民や相談支援機関職員等を対象に「市民後見人」の趣旨・活動内容を広く周知するため、啓発講演会の開催等を行いました。	○	より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、効果的な普及啓発を行う必要があります。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要です。制度利用を必要とする方の増加が見込まれることや、今後の制度利用の促進の取組みも踏まえて、後見の担い手（市民後見人）を確保する必要があります。	○	市民後見人の養成・支援を強化するため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、「市民後見人バンク」新規登録者数の増加に向け、市民後見人養成講座募集チラシの配布等に加え、令和4年度は新たに車内広告（Osaka Metro）を行う等、より効果的な広報となるよう取組みを推進した。成年後見支援センターにおいて、一般市民や相談支援機関職員等を対象に「市民後見人」の趣旨・活動内容を広く周知するため、啓発講演会の開催等を行った。	○	より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、効果的な普及啓発を行う必要がある。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。制度利用を必要とする方の増加が見込まれることや、今後の制度利用の促進の取組みも踏まえて、後見の担い手（市民後見人）を確保する必要がある。	○	市民後見人の養成・支援を強化するため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、「市民後見人バンク」新規登録者数の増加に向け、市民後見人養成講座募集チラシの配布等に加え、オリエンテーション養成講座に関して、令和5年度は新たにX（旧Twitter）で周知を行ったり、web申し込みを取り入れる等の発信力のある周知方法を取り入れ、より幅広く申込んでいただけるように試みた。他にも、市民後見人の地域偏在を解消すべく地域に応じた周知に取り組んだ。 成年後見支援センターにおいて、一般市民や相談支援機関職員等を対象に「市民後見人」の趣旨・活動内容を広く周知するため、啓発講演会の開催等を行った。	○	より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、効果的な普及啓発を行う必要がある。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。制度利用を必要とする方の増加が見込まれることや、今後の制度利用の促進の取組みも踏まえて、後見の担い手（市民後見人）を確保する必要がある。
19	123	1 (6) イ	「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人は円滑に制度に移行し、今後新たにあんしんさぼーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう引き続き取り組む。	・必要な方を制度移行に繋げるための取組み促進	あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進めています。	○	制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいます。制度利用促進部会において、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討します。	○	あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進める。	○	制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいる。制度利用促進部会において、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する。	○	あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進める。	○	制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいる。利用促進部会において、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
2 認知症施策の推進													
認知症施策の推進【普及啓発・本人発信支援】													
20	128	2ア	認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成について、特に認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する養成講座を拡大する。	認知症サポーター、キャラバンメイト養成等	認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施しました。 ・認知症サポーター養成数：9,421人 ・キャラバン・メイト養成数：34人	◎	新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域での認知症サポーター養成講座の開催も少なくなっています。 今後も引き続き感染予防に留意しながら養成を進めていく。	認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施した。 ・認知症サポーター養成数：8,344人 ・キャラバン・メイト養成数：49人	◎	引き続き、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生も含め、認知症サポーターの養成を進めていく。	認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施した。 ・認知症サポーター養成数：12,542人 ・キャラバン・メイト養成数：84人	◎	引き続き、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生も含め、認知症サポーターの養成を進めていく。
21	128	2ア	世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えて、認知症に関する普及啓発を推進する。 診断直後等は認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きいことから、先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきた思いを共有できるピアサポーターによる相談活動を支援する。 また、認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、こうした場等を通じて把握した本人の意見を認知症施策に反映するよう努める。	認知症に関する普及啓発の推進	9月の世界アルツハイマー月間において、市役所本庁舎のオレンジライトアップ（9/21）や、市役所本庁舎・区役所等における啓発動画放映などにより、認知症に関する普及啓発を集中的に実施しました。 また、認知症の本人が、自身の活動や思いを語る動画を作成し、認知症アプリやホームページ上で公開することで普及啓発を実施しました。	◎	認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには認知症に関する理解促進が重要であることから、引き続き様々な機会を捉えて認知症に関する普及啓発を進めていく。	9月の世界アルツハイマー月間において、市役所本庁舎のオレンジライトアップ（9/21）や、市役所本庁舎・区役所等における啓発動画放映などにより、認知症に関する普及啓発を集中的に実施した。 【世界アルツハイマー月間における認知症普及啓発】 ・市役所本庁舎のオレンジライトアップ ・区役所等における啓発動画放映 ・プロスポーツチームと連携した啓発 ・市内図書館と連携した啓発 ・映画とタイアップした啓発ポスターの掲出 ・認知症啓発用ウェットティッシュの作成・配布など	◎	認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには認知症に関する理解促進が重要であることから、引き続き様々な機会を捉えて認知症に関する普及啓発を進める。 また、認知症の人が身近な地域で活動に参画できるような場所や機会の創出に取り組む。	9月の世界アルツハイマー月間において、市役所本庁舎や大阪城天守閣のオレンジライトアップ（9/21）や、市役所本庁舎・区役所等における啓発動画放映などにより、認知症に関する普及啓発を集中的に実施した。 【世界アルツハイマー月間における認知症普及啓発】 ・市役所本庁舎と大阪城天守閣のオレンジライトアップ ・市役所本庁舎における認知症の人や家族等による啓発イベントの実施 ・区役所等における啓発動画放映 ・プロスポーツチームと連携した啓発 ・市内図書館と連携した啓発 ・映画とタイアップした啓発ポスターの掲出 ・認知症啓発用ウェットティッシュの作成・配布など	◎	令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の日（9/21）・認知症月間（9月）が定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めること等とされている。 認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには認知症に関する理解促進が重要であることから、引き続き様々な機会を捉えて認知症に関する普及啓発を進める。 また、認知症の人が身近な地域で活動に参画できるような場所や機会の創出に取り組む。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	
認知症施策の推進【予防】【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】														
22	129 130	2 イ	【認知症初期集中支援推進事業の推進】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進する。	・医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 ・支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上／年	全区で認知症初期集中支援チームを展開しました。 ・医療・介護等の支援につながった割合：95.6% ・支援終了時における在宅生活率：83.4% ・訪問支援対象者数：1,177人	◎	認知症初期集中支援推進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも継続的に支援を行うことができています。引き続き支援者への研修の実施等によりスキルの維持向上を図っていく。	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に配置している。 ・医療・介護等の支援につながった割合：95.6% ・支援終了時における在宅生活率：88.0% ・訪問支援対象者数：1,134人	◎	認知症初期集中支援推進事業については、継続的に支援を行うことができています。引き続きチーム員への研修の実施等によりスキルの維持向上を図る。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、チームの認知度向上に取り組む。	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に配置している。 ・医療・介護等の支援につながった割合：93.7% ・支援終了時における在宅生活率：89.4% ・訪問支援対象者数：992人	◎	認知症初期集中支援推進事業については、継続的に支援を行うことができています。引き続きチーム員への研修の実施等によりスキルの維持向上を図る。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、チームの認知度向上に取り組む。	
認知症施策の推進【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】														
23	130	2 ウ	かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進する。	医療従事者等の認知症対応力向上の促進	かかりつけ医認知症対応力向上研修：131人（8月7日実施） 薬剤師認知症対応力向上研修：321人（9月11日実施） 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修：医療機関実施型 5病院 154人 認知症サポート医養成研修：25人 歯科医師認知症対応力向上研修：53人（12月19日実施） 看護職員認知症対応力向上研修：114人（3月4日、7日実施）	◎	引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施する。	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者：167人 歯科医師認知症対応力向上研修修了者：57人 薬剤師認知症対応力向上研修修了者：49人 認知症サポート医養成研修修了者：20人 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者：574人 看護職員認知症対応力向上研修修了者：75人 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修修了者：259人	◎	引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施する。	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者：129人 歯科医師認知症対応力向上研修修了者：49人 薬剤師認知症対応力向上研修修了者：216人 認知症サポート医養成研修修了者：25人 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者：488人 看護職員認知症対応力向上研修修了者：71人 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修修了者：174人	◎	引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施する。	
24	130	2 ウ	「認知症介護基礎研修」、「認知症介護実践者研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護指導者養成研修」を引き続き実施するとともに、効果的な実施方法について検討を行う。	介護従事者の認知症対応力向上の促進	認知症介護基礎研修は、認知症介護研究・研修仙台センターを指定法人としてeラーニングにより実施しました。 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修は、認知症介護指導者を中心とした協議体を開催し、研修内容等について検討しています。また、研修は受講者等の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインにより実施した。	○	コロナの影響により養成数が減少している部分もあるが、良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。	認知症介護基礎研修修了者：393人 認知症介護実践者研修修了者：174人 認知症介護実践リーダー研修修了者：11人 認知症介護指導者養成研修修了者：0人 ※認知症介護基礎研修は、認知症介護研究・研修仙台センターを指定法人としてeラーニングにより実施。	○	前年度と比べ、認知症介護実践者研修は修了者数が増加したものの、他の研修では、コロナの影響による研修中止等により修了者数が減少していますが、良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。 【参考】令和3年度実績 認知症介護基礎研修修了者：491人 認知症介護実践者研修修了者：141人 認知症介護実践リーダー研修修了者：24人 認知症介護指導者養成研修修了者：1人	◎	認知症介護基礎研修修了者：2,588人 認知症介護実践者研修修了者：138人 認知症介護実践リーダー研修修了者：37人 認知症介護指導者養成研修修了者：1人 ※認知症介護基礎研修は、認知症介護研究・研修仙台センターを指定法人としてeラーニングにより実施。	◎	前年度と比べ、認知症介護基礎研修については、受講義務化の経過措置期間の終了に伴い修了者数が大幅に増加した。 今後も良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
認知症施策の推進【認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援】													
25	132	2 エ	【オレンジサポーター地域活動 促進事業の推進】 認知症サポーター等が支援 チームを作り、認知症の人やそ の家族への支援を行う「ちーむ オレンジサポーター」の仕組みを 構築するとともに、認知症の人 にやさしい取組みを行うオレンジ パートナー企業の登録を増やし ていくことにより、認知症の人を 含む高齢者にやさしい地域づく りに取り組む。	「ちーむオレンジサポーター」数 目標値：2023（令和５）年度末 までに300チーム	認知症地域支援コーディネーターを 対象に連絡会を開催し、チーム立ち 上げに関する説明を行いました。また ４区の認知症地域支援コーディ ネーターとワーキング会議を開催し、 オレンジサポーター養成のための認 知症サポーターステップアップ研修の 内容等について検討を行いました。 認知症サポーターステップアップ研修 をオンラインも併用した方法により３ 回開催しました。 ・オレンジサポーター養成数：262 人 ・ちーむオレンジサポーター登録数： 53チーム ・オレンジパートナー企業登録数： 542件	◎	オレンジパートナー企業については順調に登録 数が増加しています。 ちーむオレンジサポーターについては新型コロナ ウイルス感染症の影響によりステップアップ研修 の遅れや地域活動が難しい等の課題はある が、認知症カフェなどで活動している認知症サ ポーターにステップアップ研修の受講勧奨を実 施し、チームの登録につなげるなどの取組みを 進めていく。	オンライン併用のステップアップ研修 の開催により、オレンジサポーター 332人を養成し、受講者に対して チーム登録の勧奨を実施した。ま た、チームの立ち上げが低調な区の 認知症強化型地域包括支援セン ターへ個別訪問等の支援を行った。 ・「ちーむオレンジサポーター」数： 152チーム	◎	引き続き、身近な地域における支え合いの仕 組みづくりを進めるため、「ちーむオレンジサポー ター」の立上げを支援する認知症地域支援 コーディネーターの活動を充実させるため、区役 所等関係機関と連携し、既存の通いの場やサ ロン等への広報啓発及びステップアップ研修の 受講案内を行う。 また、認知症アプリ・ナビ等を活用した「ちーむオ レンジサポーター」の情報共有の仕組みを構築 する。	・区保健師や生活支援コーディネ ーターと連携し、既存の通いの場やサ ロン等への広報啓発及びステップアッ プ研修の受講案内を行うことで、オ レンジサポーター543人を養成した。 ・チームの登録数が少ない区を訪問 し、認知症地域支援コーディネ ーターをはじめ、区役所及び生活支援 コーディネーターと意見交換を行っ た。 ・登録した「ちーむオレンジサポー ター」情報の認知症アプリ・ナビへの 掲載や活動紹介チラシの作成等、 認知症の人とその家族が参加できる 地域の活動について、情報発信を 行った。 ・「ちーむオレンジサポーター」数： 336チーム	◎	チーム同士の交流会などによる情報共有を行 うことで、さらなる活躍の場を推進する。 また、既存のチームの充実のためにも認知症サ ポーターへのステップアップ研修を開催し、チ ーム員となるオレンジサポーターの養成を継続的 に行う。
26	132	2 エ	若年性認知症の人が、発症 初期の段階から、その症状・社 会的立場や生活環境等の特 徴を踏まえ、認知機能が低下 してもできることを可能な限り続 けながら適切な支援を受けられ るよう、今後も、大阪府と連携 しながら、研修等により認知症 地域支援推進員の質の向上 を図るとともに、若年性認知症 の人の就労継続に向けた企業 関係者等の理解を深める取組 みを含めた、若年性認知症に ついての普及啓発に取り組む。	若年性認知症の人への支援	・令和4年1月に企業関係者等を 対象にした若年性認知症啓発セミ ナーを開催しました。 ・各区に配置した認知症地域支援 推進員により若年性認知症の人へ の支援を行った。	◎	今後も引き続き若年性認知症についての普及 啓発等に取り組みます。 また、若年性認知症の人への支援について は、広範な知識や高度な専門性が必要であ るため、支援者に対する研修等により支援力 の強化を図っていく。	・令和5年1月に企業関係者等を 対象にした若年性認知症啓発セミ ナーを開催した。 ・各区に配置した認知症地域支援 推進員により若年性認知症の人へ の支援を行った。 ・若年性認知症支援強化事業とし て、若年性認知症支援に関する 専門職を配置し、各区認知症医地 域支援推進員が行う若年性認知 症の人やその家族への支援に関して 後方支援や研修などを行うことによ り、地域における若年性認知症の 人に対する支援の強化を進めた。	◎	今後も引き続き若年性認知症についての普及 啓発等に取り組む。 また、支援者に対する研修等により支援力の 強化を図る。	・令和6年2月に企業関係者等を 対象にした若年性認知症啓発セミ ナーを開催した。 ・各区に配置した認知症地域支援 推進員により若年性認知症の人へ の支援を行った。 ・若年性認知症支援強化事業とし て、若年性認知症支援に関する 専門職を配置し、各区認知症医地 域支援推進員が行う若年性認知 症の人やその家族への支援に関して 後方支援や研修などを行うことによ り、地域における若年性認知症の 人に対する支援の強化を進めた。 また、配置している専門職を、本市 の若年性認知症支援コーディネ ーターとして位置付け、認知症地域支 援推進員を通じて各種相談に応じ た。	◎	今後も引き続き若年性認知症についての普及 啓発等に取り組む。 また、支援者に対する研修等により支援力の 強化を図る。
27	132	2 エ	認知症になっても支えられる側 だけでなく、支える側として生き がいを持って生活ができる環境 づくりとして、認知症の人の社 会参加・社会活動の機会を広 げる取組を推進する。	認知症の人の社会参加支援	令和元年度より、社会参加活動の 拠点として大阪市認知症の人の社 会活動推進センター（ゆつりの部 屋）を設置しており、認知症の人当 事者によるピアサポート活動を行うと ともに、認知症の人の社会活動の 機会を広げる取組みを推進した。	○	拠点が1か所であることから、認知症の人が遠 方から来所することが困難であり、利用者の地 域が限定されています。今後は、認知症の人 が通える身近な地域において、社会活動の場 所や機会を作る必要がある。	認知症の人が身近な地域で活動に 参画できるよう、各区の認知症地域 支援推進員に社会参加活動支援 の機能を付加し、24区での社会参 加活動支援の体制整備を進めた。	◎	認知症の人が身近な地域で活動に参画でき るよう、各区の社会活動の場所や機会の創出 に取り組む。	認知症の人が身近な地域で活動に 参画できるよう、各区の認知症地域 支援推進員により社会参加活動支 援を行った。	◎	認知症の人が身近な地域で活動に参画でき るよう、各区の社会活動の場所や機会の創出 に取り組む。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度				
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策		
認知症施策の推進【大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供】															
28	134	2 オ	弘済院附属病院は、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」で専門診療にあたるとともに合併症医療に取り組んでいる。特に診断後支援に重点を置き、もの忘れ教室、家族会の開催、非薬物治療としてのグループ回想法や、若年性認知症の本人やその家族へのサポートを行うほか、2017(平成29)年度より若年性認知症外来を開始した。 さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、専門医療・介護機能を活かして利用者の家庭、地域への復帰を促進していく。また、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信する。 弘済院第2特別養護老人ホームでは、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めていく。 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組む。また、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組む。 今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、医療と介護が一体となった新たな拠点の整備として、弘済院の認知症医療機能・介護機能の継承・発展を図り、認知症の人やその家族を支援していく。	・もの忘れ外来では、相談機能の強化を図りつつ各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、専門医療・介護機能を活かして利用者の家庭、地域への復帰を促進する。 ・専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信する。 ・弘済院第2特別養護老人ホームでは、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築に努める。 ・認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学と連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治療等の臨床研究に取り組む。 ・臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組む。	・もの忘れ外来の中の専門外来として、自動車の運転に関する診療や、若年性認知症外来を実施している。特に若年性認知症外来では、相談員が支援に積極的に関わりながら、院内で開催している「本人サポートの会（患者本人や家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」と連+B44:N53携し、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう取組んだ。 ・もの忘れ外来の診断後支援の取組みについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、もの忘れ教室や本人サポートの会は個別相談へ変更したほか、家族会などは開催を見合わせている。 ・専門職を対象とした研修は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン開催とするなど手法を変更して実施した。公開講座などの市民向け情報発信は集合型開催を見合わせているが、ホームページに「弘済院通信」を開設し、認知症の医療・介護に関する知識などについて、わかりやすく短時間にまとめた動画を配信した。 ・医療・介護の一体的支援としては、弘済院附属病院と第2特別養護老人ホームで研究会を設け、特に前頭側頭葉変性症のケアについては定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ねた。 ・各種臨床研究については、弘済院附属病院と大阪市立大学大学院医学研究科、生活科学研究科と引き続き取組んだ。 ・研修講師派遣については、集合型の研修は減少しているが、オンライン開催の研修講師依頼が増加した。	○	・弘済院附属病院もの忘れ外来では、令和2年2月以降患者数がやや減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための受診控えや外出自粛が影響していると考えられる。 ・患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、認知症と診断を受けた後に適切な支援につながらないまま状況が悪化する「空白期間」を避けるため、地域の関係機関との連携をより強化しながら早期診断・治療ならびに診断後の支援の充実に取組んでいく。 ・各種情報発信は、今後より多くの方に発信できるよう、オンライン開催やホームページでの動画配信など、ICTの活用をはじめ感染予防に努めた実施手法を検討し取組んでいく。 ・研修生の受け入れについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため院外からの受入は制限している。 ・研究活動や質の高い医療の提供、ならびに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、さらに長期的視野にたった人材育成に努めていく。	○	・自動車運転や若年性認知症外来などの専門外来は継続的に診療している。「本人サポートの会（若年性認知症の患者本人やその家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」は本人や家族同士の交流会は見合わせているものの、若年性認知症外来の日にあわせて個別相談を中心に開催している。 ・今年度についても、専門職を対象とした研修は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインにより開催し、主に高齢者を対象とした集合型の市民向け研修は中止している。 ・認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭葉変性症のケアにかかる研究会を継続して開催し、外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ねた。 ・大阪公立大学と連携した認知症にかかる研究については引き続き実施しており、成果は随時学会や学術誌にて発表した。 ・職員の講師派遣については、専従職員の減少もあり、例年よりも派遣数は減少している。実習生の受け入れについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため院外からの受入は一部制限している。認知症初期集中支援チーム員等の現場実習の受入については中止している。	○	・初診患者数の減少は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための受診控えや外出自粛等による影響のほか、診断後支援の取組みの一部中止などによる減少などが背景にあると考えられる。 ・一部中止や実施手法を変更している診断後支援の取組みについては新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に変更されることを踏まえ、基本的な感染防止対策の上での開催形態や、現状の体制で実施可能な手法を検討し、順次取組みを再開していく。 ・専門職に対する研修はオンラインにより継続的に開催できているが、市民向けの研修については令和2年度以降中止が続いており、認知症の啓発の機会を提供することが求められる。 ・新型コロナウイルス感染症への感染防止対策をとりながら、オンライン開催を含め、集合型の研修についても再開できるよう進めていく。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実習生の受入れは一部中止しているが、人材育成の機会を確保するために再開が求められる。 ・認知症初期集中支援チーム員等をはじめ、制限してきた実習生の受入れについて、感染者数の推移などを見据えつつ再開に向けて調整を進める。 ・認知症医療、介護及び診断後支援等の弘済院機能の継承・発展のために取組んでいる資料作成については、新たな拠点整備に向けてはもちろん市内の専門職等が活用できるものとなるように取組む。	○	・若年性認知症外来などの専門外来は継続的に診療を行っている。令和5年5月より新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられ、これまで人数制限や内容を変更していた診断後支援について、可能なものから随時平常通りの体制に戻すなど調整の上で再開に取り組んでいる。 ・また、外来で診察の順番を待つ患者や家族を対象に、診察に対する不安感の軽減や円滑な診療、検査への導入等を目的とした「まちあいデイクア」を開始した。 ・専門職を対象とした研修は、主要な受講対象者の参加しやすさと、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインにより開催した。また中止が続いていた高齢者を対象に集合型で開催してきた公開講座は会場内での密集を避けるため受入人数枠を減らして実施した。 ・認知症医療・介護にかかる一体的支援の取組みを充実するため、外部からスーパーバイザーを招き、院内の専門職が集まり定期的に研究会を開催した。 ・職員の講師派遣は継続的に実施した。また感染症拡大防止のため中止していた認知症初期集中支援チーム員等の現場実習の受け入れを再開した。	○	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い患者数が減少していたが、感染症法の分類が緩和されたことや院内の各種取り組みの再開等により、初診患者数が増加したと考えられる。 ・「まちあいデイクア」など新たな取組みについては効果検証などを行いながらさらなる内容の充実に取組む。 ・認知症にかかる啓発や情報発信のため、参加対象者に合わせ、オンライン開催と集合型開催それぞれの利点を活かし、感染症の拡大防止の観点を持ちながら継続的に実施できるように進める。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
3 介護予防・健康づくりの充実・推進													
介護予防・重度化防止の推進													
29	139	3 (1)	<介護予防の充実> 「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施する。	2025（令和7）年度末までに20,000人の参加をめざし、毎年度、参加者目標数を設定し、段階的に目標を達成する。 2021(令和3)年度末 17,100人 2022(令和4)年度末 17,800人 2023(令和5)年度末 18,500人	要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸出やリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を等を実施し、「百歳体操」等の介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図った。 ・参加者数：15,594人	◎	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、通いの場での活動を休止する参加者が多く存在していました。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、各関係機関と連携しながら引き続き事業の周知啓発を実施する。	介護予防に効果がある体操・運動等を行う通いの場に対し、必要物品の貸出を行い、リハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施し、立ち上げ・継続のための支援を図るとともに、「おおさか百歳通信」の発行等、周知啓発に取り組んだ。 ・参加者数 15,789人	◎	新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられたことを契機とした市民の意識の変化を捉え、さらなる支援が必要である。関係機関と連携・協力のもと、百歳体操の活動内容や効果等、各区の情報を共有し、感染に留意した通いの場での活動の再開、継続を支援するとともに、新たな参加やグループの立ち上げを促す。	介護予防に効果がある体操・運動等を行う通いの場に対し、必要物品の貸出を行い、リハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施。体験会や交流会等の啓発活動に専門職を派遣するとともに、立ち上げ・継続のための支援を図り、「おおさか百歳通信」の発行等、周知啓発に取り組んだ。 ・参加者数 16,324人	◎	介護予防に資する体操・運動等を行う通いの場の参加者増に向けたさらなる支援が必要である。活動の立ち上げや継続を支援する保健師向け研修を実施。各関係機関と連携しながら引き続き事業の周知啓発を実施する。
30	139	3 (1)	社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組みを推進する。	介護予防ポイント事業 活動者数 2021(令和3)年度末 1,358人 2022(令和4)年度末 1,871人 2023(令和5)年度末 2,384人	65歳以上の高齢者が、福祉施設等で介護予防活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援活動を行った場合に活動実績に応じた換金可能なポイントを付与することで、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図る取組みを行った。 ・活動者数：226人	×	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から大半の福祉施設等において、本事業の活動者を含む来訪者の受け入れを中止していたこともあり、活動実績としては目標を下回っています。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、活動登録者や受入施設に働きかけを行うなど、活動者の増加に取り組む。	65歳以上の高齢者を対象に、登録時研修や活動登録者交流会を実施するとともに、その際に受入施設における活動者募集情報を配付し、活動者の増加に向けた取組を行った。 関係機関と連携し、広報紙等を活用した事業周知・啓発にも取り組んだ。 ・活動者数 256人	×	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、福祉施設等において、本事業の活動者の受け入れが大幅に減り、活動実績としては目標を下回っている。 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられたことを契機とした、活動登録者や受け入れ施設の意識の変化を捉え、受入再開に向け、直近の活動者募集情報を集約し、活動登録者へ周知することで、活動につなげていく。	65歳以上の高齢者を対象に、登録時研修や活動登録者交流会を実施するとともに、活動登録者や受入施設の活動再開に向けて、活動者募集情報を集約した。また、生活支援コーディネーターとの連携により活動登録者へ周知、活動につなげる取組を行った。 ・活動者数 376人	×	活動者数は回復傾向にあるが、目標を下回っている。引き続き、活動登録者への活動者募集情報等を使用した周知・啓発により活動につなげていくとともに、活動継続のモチベーションを向上させ、定期的な活動につなげるため、令和6年度から換金上限を引上げ、活動者の増加を目指す。
31	140	3 (1)	要介護者・要支援者への生活期のリハビリテーションサービスの提供については、高齢者が個々の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるように、リハビリテーションに関するサービス提供体制のあり方や実態の把握、課題の分析等を通して、要介護状態等の悪化の防止に資するサービス提供体制の構築に必要な目標を設定し、取り組む。	リハビリテーションに関するサービス提供体制のあり方や実態の把握、課題の分析を通して、要介護状態等の悪化の防止に資するサービス提供体制の構築に必要な目標を設定し、取り組む。	第9期計画策定に向けて、大阪市の生活期のリハビリテーションサービス提供体制に係る現状把握を行うため、市内の理学療法士にインタビューを行った。	○	実態の把握、課題の分析などサービス提供体制にかかる状況を全国や他地域との対比を行う中で、問題点の有無など専門職の視点での分析が重要となる。 専門職である理学療法士へインタビューを行ったが、課題抽出にはケアマネジャーへのインタビューも行う必要がある。また、国が示しているリハビリテーション指標の分析についても行う。	第9期計画策定に向けて、大阪市の生活期のリハビリテーションサービス提供体制に係る現状把握を行うため、市内のケアマネジャーにインタビューを行うとともに、地域包括ケア見える化システムで国が示すリハビリテーション指標により分析を行った。	○	理学療法士やケアマネジャーへのインタビューや地域包括ケア見える化システムにより現状把握を行ったが、全国や他政令都市と比べて算定が低い加算などの原因を探る必要があるため、介護保険データの分析や介護保険施設へのアンケートを行う。	生活期のリハビリテーションサービス提供体制に係る現状把握を行うため、市内のケアマネジャーにインタビューや、地域包括ケア見える化システムで国が示すリハビリテーション指標による分析を行い、第9期計画における目標を設定した。	○	生活期リハビリテーションサービスの提供にかかる充実のため、市民への啓発や自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催などに取り組む。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度				
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策		
健康づくりの推進【生活習慣病の予防】															
32	145	3 (2) ア	健康寿命のさらなる延伸を目標とする健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていく。 主に40歳から64歳の方を対象にして、地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談等による個別支援を行い、事業実施においては、正しい知識の普及に止まることなく、調理実習を取り入れるなど、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努める。	・地域健康講座（壮年） ・訪問指導事業 ・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導 ・食生活習慣改善指導事業 ・健康相談 ・骨粗しょう症検診	生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病対策として、保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、健康相談等を実施しています。 生活習慣病重症化予防として、大阪市健康診査等の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施しています。 これら取り組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成しています。 さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めています。	○	新型コロナウイルス感染拡大（第4・5・6波）の影響により、講座等の開催回数及び受講者数等は、コロナ前と比較すると減少している状況である。 引き続き、地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成及び使用して、コロナ禍の生活様式を意識した普及啓発を図り、訪問指導事業では対象者の把握に努めていく。 生活習慣病重症化予防では、コロナ禍による受診控え等がある中、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげていくために、感染症対策を徹底したうえで未受診者に対する効果的な受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導に努めていく。	○	講座等の開催回数及び受講者数等は、コロナ禍前の令和元年度実績まで回復には至らなかったが、令和4年度は前年度と比較して増加してきている状況である。 引き続き、地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成及び使用して普及啓発を図り、訪問指導事業では対象者の把握に努めていく。 生活習慣病重症化予防では、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施している。 これらの取り組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成している。 さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めている。	○	保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、その他健康相談等を実施。 生活習慣病重症化予防として、特定健診、大阪市健康診査の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施している。 これらの取り組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させた健康情報媒体（リーフレットやクリアファイル等）を区独自に作成している。 さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めている。	○	地域健康講座の開催回数及び受講者数は、令和4年度より増加しており、コロナ禍前（令和元年度）の状況までほぼ回復している。 引き続き、地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成及び使用して普及啓発を図り、訪問指導事業では対象者の把握に努めていく。 生活習慣病重症化予防では、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげていくために、未受診者に対する効果的な受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導に努めていく。		
33	145	3 (2) ア	がん検診の受診率向上にも努める。具体的には、がん検診の重要性や受診日程等の普及啓発、個別受診勧奨を行うとともに、市民ニーズの高い夜間や休日開催の拡充など受診しやすい環境整備に努める。	・大阪市がん検診受診者数(受診率)	がん検診受診率の向上に向けては、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施した。具体的には、各区の広報誌等での周知や連携企業と協力した広報・啓発（民間施設でのデジタルサイネージによる広報や保険会社によるチラシの配付など）を実施してきた。その他、個別の受診勧奨ハガキを対象者へ送付するなど受診者数の増加に努めた。 また、夜間や休日の開催も各区において実施し、受診しやすい環境整備に努めた。	○	新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2年度の受診者実績よりは回復してきたものの、依然コロナ前と比較すると減少している状況であり、今後も効果的な受診勧奨方法を検討するなど、更なる受診率向上に努めていく。	○	がん検診受診率の向上に向けては、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施した。具体的には、各区の広報誌等での周知や連携企業と協力した広報・啓発（民間施設でのデジタルサイネージによる広報や保険会社によるチラシの配付、市民向けイベントの開催）を実施してきた。その他、個別の受診勧奨ハガキを対象者へ送付するなど受診者数の増加に努めた。 また、夜間や休日の開催も各区において実施し、受診しやすい環境整備に努めた。	○	受診者実績は、コロナ禍前の令和元年度実績まで回復には至らなかったが、令和4年度は若干ではあるが前年度よりも増加してきている状況であり、今後も効果的な受診勧奨方法を検討するなど、更なる受診率向上に努めていく。	○	がん検診受診率の向上に向けては、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施した。具体的には、各区の広報誌等での周知や連携企業と協力した広報・啓発（民間施設でのデジタルサイネージによる広報や保険会社によるチラシの配付、市民向けイベントの開催）を実施してきた。その他、個別受診勧奨ハガキの送付や、長期未受診者等に対するSMSを用いた個別勧奨を実施するなど受診者数の増加に努めた。また、夜間や休日の開催も各区において実施し、受診しやすい環境整備に努めた。	○	受診者実績は、コロナ禍前の令和元年度実績まで回復には至らなかったが、令和5年度は若干ではあるが前年度よりも増加してきている状況であり、今後も効果的な受診勧奨方法を検討するなど、更なる受診率向上に努めていく。
34	145	3 (2) ア	骨粗しょう症予防の啓発と早期発見のための骨粗しょう症検診の受診勧奨に努める。	・骨粗しょう症検診受診者数（受診率）	骨粗しょう症検診についても、がん検診事業と併せて受診勧奨に努めた。また、民間施設等でのイベント開催を行うなどして、更なる受診者数の増加に努めた。 （令和3年度 骨粗しょう症検診実施回数：285回）	○	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予約枠の制限を継続していたこともあり、前年度よりは増加しているもののコロナ前と比較すると受診者数については減少している状況である。今後は密を避けながらも、検診実施可能な体制等を再考するなど、受者数の増加に向けて検討が必要である。	○	骨粗しょう症検診についても、がん検診事業と併せて受診勧奨に努めた。また、民間施設等でのイベント開催を行うなどして、更なる受診者数の増加に努めた。 （令和4年度 骨粗しょう症検診実施回数：297回）	○	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度同様、予約枠の制限を継続していたこともあり、前年度よりは増加しているもののコロナ前と比較すると受診者数については減少している状況である。今後は密を避けながらも、コロナ前の定員に戻し、受者数の増加に向けた体制の実施に務める。	○	骨粗しょう症検診についても、がん検診事業と併せて受診勧奨に努めた。また、民間施設等でもイベント開催を行うなどして、更なる受診者数の増加に努めた。 （令和5年度 骨粗しょう症検診実施回数：305回）	○	コロナ禍前である令和元年度実績までの回復には至らなかったが、受診者数については前年度より増加している状況である。今後もイベント開催を充実させるなど、更なる受診率向上に努めていく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度				
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策		
健康づくりの推進【こころの健康】															
35	146	3 (2) イ	ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の習得は、抑うつや不安等の心理的苦痛を減らすことに役立つことから普及啓発に努める。また、うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていく。	開催状況・相談件数等 ・こころの健康講座 ・うつ病家族教室 ・精神保健福祉相談 ・ゲートキーパー養成研修 ・自死遺族相談	・こころの健康講座 4回予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止。3回で88名の参加。 ・うつ病の家族教室 平日と休日コースの1回ずつ各コース2回実施し延54名の参加。うつ病の家族教室修了者交流会は8回実施し21名の参加。 ・精神保健福祉相談 老人精神保健相談は177名、うち認知症関係は61名。 ・ゲートキーパー養成研修 初期介入スキル研修2回43名、教職員等支援者向け1回50名、大学生向け5回233名 ・自死遺族相談 47回開催し、相談者延93名	○	・こころの健康講座 参加者アンケートで満足度93%、理解度97%と高い結果であった。来年度も関心の高いテーマを企画していきたい。 ・うつ病の家族教室 多くが広報を通じての申込の為、次年度も各区の相談員に広報を依頼。 ・ゲートキーパー養成研修 感染拡大のため大学の授業時間数が減り実施が難しかったり、今後オンラインでの要望があると思われるが、一方的な講義にならないよう工夫が必要。 ・自死遺族相談 昨年度より相談件数が減少しており、周知拡大を行った。その効果が相談件数が増えたため、次年度も定期的に幅広く周知を行っていく。	○	・こころの健康講座 4回開催。延117名の参加。 ・うつ病の家族教室 平日と休日コースの1回ずつ各コース2回実施し延59名の参加。うつ病の家族教室修了者交流会は8回実施し延20名の参加。 ・精神保健福祉相談 老人精神保健相談は177件、うち認知症関係は61件。 ・ゲートキーパー養成研修 初期介入スキル研修2回41名、関係職員等支援者向け1回74名、大学生向け2回136名 ・自死遺族相談 43回開催。電話相談22件、来所相談62件	○	・こころの健康講座 参加者アンケートで満足度92.3%、理解度93.1%と高い結果であった。来年度も関心の高いテーマを企画していきたい。 ・うつ病の家族教室 多くが広報を通じての申込の為、次年度も各区の相談員に広報を依頼。 ・ゲートキーパー養成研修 関係職員等支援者向け研修は募集人数に対して申込み人数が上回り、お断りする事態となったため、来年度は定員を80人に増やし、2回開催することとした。大学生向けの研修は一方的な講義にならないよう工夫が必要。 ・自死遺族相談 周知については継続していく。	○	・こころの健康講座 4回開催。延173名の参加。 ・うつ病の家族教室 平日と休日コースの1回ずつ各コース2回実施し延49名の参加。うつ病の家族教室修了者交流会は9回実施し延26名の参加。 ・精神保健福祉相談 老人精神保健相談は164件、うち認知症関係は53件。 ・ゲートキーパー養成研修 初期介入スキル研修2回45名、関係職員等支援者向け2回116名、大学生向け3回171名 ・自死遺族相談 41回開催。電話相談16件、来所相談51件	○	・こころの健康講座 参加者アンケートで満足度90.4%、理解度94%と高い結果であった。来年度も関心の高いテーマを企画していきたい。 ・うつ病の家族教室 多くが広報を通じての申込の為、次年度も各区の相談員に広報を依頼。 ・ゲートキーパー養成研修 関係職員等支援者向け研修は昨年度募集人数に対して申込み人数が上回り、お断りする事態となったため、定員を80人に増やし、2回開催することとした。大学生向けの研修は一方的な講義にならないよう工夫が必要。 ・自死遺族相談 周知については継続していく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
保健事業と介護予防の一体的な実施													
36	147	3 (3)	K D Bシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行う（ハイリスクアプローチ）。	ハイリスクアプローチ実施状況 後期高齢者医療訪問歯科健診 【目標】 訪問歯科健診を受診し、口腔機能を改善する行動をとることができる。 【評価指標】 訪問歯科健診受診者数や割合の増加・目標にした日常生活行動変容が実施できた人数や割合の増加 【評価方法】 訪問歯科健診受診者数・割合・目標にした行動変容ができた人数・割合	・K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画等のため、ワーキング会議を5回、連絡会議を2回実施 ・ハイリスクアプローチの事業である後期高齢者医療訪問歯科健診について8月から開始し、9月に要介護3以上で歯科レセプトがない方等を抽出し個別勧奨を行った。 【結果】実施人数：健診30人、保健指導5人。健診結果判定区分「異常なし」（2人/6.6%）、「要観察」（3人/10%）、「要指導」（11人/36.7%）、「要治療」（14人/46.7%）。口腔指導結果：行動変容ができた者（1人/20%）。 【評価】申込み数は昨年度（17人）より増加し、通院による歯科健診が困難な高齢者が自身の口腔機能の状態を知り、改善する機会になったと考える。	○	受診者の殆どが個別勧奨通知を見て申込んでおり、受診者数は昨年度より増加（約1.8倍）した。また、電話での問い合わせも多くあり、本事業対象外の方にも広域連合が実施する歯科健診を案内したり医療機関を紹介するなど受診勧奨の機会となったことから、個別勧奨通知の一定の効果はあったと考えられる。一方、口腔機能に問題を抱える高齢者が多いことが明らかになったため、さらに受診者を増加させる必要がある。次年度以降に向けて、本事業の周知方法や抽出基準について、検証が必要。	○K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画等のため、ワーキング会議を6回、連絡会議を3回実施した。 ○ハイリスクアプローチの事業 ・「後期高齢者医療訪問歯科健診」：5月から開始し8月に75歳以上の要介護3以上で歯科レセプトがない方（80～83歳は歯周疾患のレセプトがあった方）を抽出し個別勧奨を実施 【結果】実施人数：健診63人、保健指導6人、口腔指導結果：行動変容ができた者（2人/33%） 【評価】ハイリスク者への送付や申込書を同封し受診行動につながりやすい勧奨をした結果、受診者数は前年度2倍となり周知効果はあったと思われる。 ・「ハイリスク高齢者家庭訪問事業」：フレイルハイリスク者を後期高齢者健康診査より抽出し、7月から訪問指導を実施 【結果】実施人数：1,502人 【評価】フレイルは自覚しにくいものだが、訪問により重症化予防にとりくむ動機付けになったと思われる。	○	・「後期高齢者医療訪問歯科健診」：対象者数から考えるとまだ利用者が少ないため、今後も引き続き個別勧奨と関係機関への周知を並行し、より受診者数を増加させていく。 ・「ハイリスク高齢者家庭訪問事業」：今年度より対象者を変更したため、実施する区の保健師の支援のためマニュアルや記録等の変更、好事例の共有等効果的な指導ができるよう工夫した。今後は中長期的な評価を行い効果検証が必要である。	○K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画等のため、ワーキング会議を4回、連絡会議を2回実施した。 ○ハイリスクアプローチ ・「後期高齢者医療訪問歯科健診」：4月から開始し、7月に要介護3以上で歯科レセプトのない方のうち、誤嚥性肺炎のリスクが高い方を抽出し個別に受診勧奨通知を送付。 【結果】実施人数：健診55人、保健指導：2人、口腔指導結果：行動変容できた人：1人。 【評価】受診者は昨年度より減少。保健指導件数も減少している。 ・「ハイリスク高齢者家庭訪問事業」：閉じこもり、かつ、フレイルハイリスク者を抽出し、訪問による指導を実施。 【結果】実施人数：1,721人 【評価】フレイルは自覚しにくいのが、訪問により重症化予防に取り組む動機付けになったと思われる。	○	○ワーキングや連絡会議で、各課の取組みの共有や各課事業での連携等を強化していく必要がある。 ○ハイリスクアプローチ ・「後期高齢者医療訪問歯科健診」：昨年度と同程度、個別勧奨を実施したが、申し込み人数は減少した。勧奨対象者の抽出方法や周知場所等、効果的な勧奨方法について引き続き検討が必要。 ・「ハイリスク高齢者家庭訪問事業」：昨年度よりも、実施人数は多くなっており、より多くの高齢者へフレイルの啓発、改善指導ができたと考えられる。今後、対象者のフレイル状況の変化について確認していき、より効果的な対象へのアプローチを考えていく必要がある。
37	147	3 (3)	通いの場等において、K D Bシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与する（ポピュレーションアプローチ）。	ポピュレーションアプローチ実施 ・フレイル予防普及啓発事業（介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業） ・フレイル状態の保健指導等支援事業（食生活習慣改善指導事業） 【目標】 フレイル予防に関する普及啓発を行い改善するきっかけをつくり、また、フレイル要因を持つ方を把握し指導する機会とする。 【評価指標】 フレイル予防に関する普及啓発回数・人数、健康相談・保健指導件数の維持 【評価方法】 把握している通いの場等における実施回数・人数、健康相談・保健指導件数	・K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画のため、ワーキング会議を5回、連絡会議を2回実施 ・各事業においてフレイルの視点を強化し、介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業/食生活習慣改善指導事業を各地域の通いの場等で実施している。 【結果】 実施した通いの場数は819箇所、実施人数は48,438人。 【評価】 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、実施回数・参加人数は減少～横ばいであったが、可能な範囲で事業は継続し、参加者のフレイル予防にかかる生活習慣改善や行動変容のきっかけになった。	○	新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、感染拡大前の参加状況に回復させることを目指す。各事業が再開する際には、参加を自粛していた人や再開しても来ない人への周知・支援をどうするかが課題である。	・K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画のため、ワーキング会議を6回、連絡会議を3回実施 ・各事業においてフレイルの視点を強化し、介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業/食生活習慣改善指導事業/オーラルフレイル普及啓発事業を各地域の通いの場等で実施している。 【結果】 実施箇所数は1,268箇所、実施人数は47,521人。 【評価】 実施箇所数は前年度より増加したが実施人数は昨年度とほぼ同等であった。これは新型コロナウイルス感染症対策で1回の人数を減らし分散開催にしたためと思われる。	○	各事業とも新型コロナウイルス感染症前の状況回復までには至らなかったが、感染対策をしながら徐々に再開できてきている。今後は、効果的な事業展開ができるよう関係機関の協力を得ながらさらにデータ分析等や議論をすすめていく。	○K D Bシステムを活用した課題整理や事業企画のため、ワーキング会議4回、連絡会議を2回実施 ○ポピュレーションアプローチ 各事業においてフレイルの視点を強化し、介護予防地域健康講座・健康相談/地域リハビリテーション活動支援事業/健康づくりひろげる講座/介護予防教室事業/食生活習慣改善指導事業/オーラルフレイル普及啓発事業を各地域の通いの場等で実施している。 【結果】 実施箇所数は1,276箇所、実施人数は57,385人。 【評価】 実施箇所数は前年度と同等だが、実施人数は増加した。新型コロナウイルス感染症の対策が終了し、地域での活動が活発化したためと思われる。	○	○ワーキングや連絡会議で、各課の取組みの共有や各課事業での連携等を強化していく必要がある。 ○ポピュレーションアプローチ 各事業とも新型コロナウイルス感染症前の状況に回復するまでには至らなかったが、徐々に増加している。今後は、効果的な事業展開ができるよう関係機関の協力を得ながらさらにデータ分析や検討をすすめていく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
高齢者の社会参加と生きがいづくり【高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援】													
38	150	3 (4) ア	高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援する。	・生涯学習インストラクター登録者数 ・紹介件数 ・成立件数	・生涯学習インストラクター登録者数：443名 ・紹介件数：165件 ・成立件数：57件	△	コロナの影響により対面での講習・講義が主体の依頼件数が減少した。	生涯学習インストラクター登録者数：430名 紹介件数：235件 成立件数：68件	◎	コロナの影響による活動の休止や中止などは依然としてあるものの、前年度に比べ紹介件数が70件増加、成立件数が11件増加と活動の増加回復の傾向が見受けられる。一旦休止縮小した団体やサークル等の活動が再開するには、インストラクターや団体構成員の人的つながりや士気等が重要な点となる。インストラクターや団体と関係が途切れないよう適宜連絡をとり、活動の再開に向けての支援を図る。	・生涯学習インストラクター登録者数：409名 ・紹介人数：303人 ・成立件数：138件	◎	前年度に比べ紹介人数が68人増加、成立件数が70件増加と活動の増加回復の傾向が見受けられる。令和５年５月よりコロナ感染症が５類となり、団体やサークル等の活動の再開が影響しているかと思われる。インストラクターについて団体等を知っていただくこと等が重要な点となるため、引き続き、インストラクターバンク制度の紹介やインストラクターによる体験教室や作品展示の実施等の支援を図っていく。
高齢者の社会参加と生きがいづくり【生きがいづくり支援のための基盤整備】													
39	152	3 (4) イ	多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、スポーツ環境の整備充実やスポーツ参加機会の充実を図る施策等を通じて生涯スポーツの振興を推進する。	・生涯スポーツの振興	スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたブルの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進しています。	◎	生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがいづくり、また介護予防に寄与していると認識しており、引き続き取り組んでいきます。	スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたブルの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進する。	◎	生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがいづくり、また介護予防に寄与していると認識しており、引き続き取り組む。	スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたブルの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進する。	◎	生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがいづくり、また介護予防に寄与していると認識しているため、引き続き取り組む。
40	152	3 (4) イ	生涯学習センターや生涯学習ルーム事業等において、高齢者に対する学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進する。	・生涯学習・文化活動の推進	「高齢者の社会参加促進事業」として、3月末までに16回実施	○	上半期はコロナの影響により、日程変更をして実施した。下半期にも工夫をしながらも実施できた。 生涯学習・文化活動についてはWeb開催も増えているが、高齢者には対面や実体験型を希望する声が多く、またweb関係の機器の操作が苦手な方の割合も他世代に比べて高いため、実施方法のより一層の工夫が必要である。	「高齢者の社会参加促進事業」として、3月末までに16回実施	◎	高齢者への外出規制やコロナ禍ではあったものの、高齢者の受講方法はweb等のオンラインではなく、対面での受講希望が圧倒的に多く、定員を上回る申込であった。課題としては今後の社会生活環境の変化を見据えて、webや動画といった受講方法も模索することが必要である。	「高齢者の社会参加促進事業」として、3月末までに18回実施	◎	昨今の社会情勢の変化により働く現役年齢があがっているため、事業主旨である高齢者の社会参加を鑑みれば、対象年齢についてはひき上げの検討が必要である。 一般的な高齢者向けの講座は定員を越える申し込みがあるため定員増を検討したい。一方で障害を持つ高齢者向けの事業では新規参加者が少なく定員に満たないこともあるため、周知方法の検討や、対象者の興味・関心の持てる内容を企画し集客に努める必要がある。
41	152	3 (4) イ	「老人福祉センター」において、高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進している。 老人福祉センター等の施設や老人クラブ等の組織が、情報発信機能を発揮しながら、連携を図っていくとともに、大阪市としてもその活動を引き続き支援し、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていく。	・老人福祉センター等の取組み推進	高齢者の生活に関わる各種相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供等を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行った。	○	老人福祉センターの運営にあたっては、徹底した感染対策をとりながら、各種活動を行った。緊急事態宣言の発令により、令和３年４月26日～６月20日まで休館していたが、高齢者の生活に関わる各種相談や自宅で取り組むことができる脳トレを配布する等、休館中であっても実施できる取り組みを行った。 令和３年６月21日からは、感染症拡大を防止するための措置を取りながら、各種活動を順次再開。 令和３年８月２日から９月30日までは、大阪市の指示により体操等のみとし、令和３年10月１日からすべての活動を実施。	高齢者の生活に関わる各種相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供等を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行った。	○	老人福祉センターの運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として徹底した対策を実施するとともに、各区の地域活動の指針に沿いながら各種活動を実施した。	高齢者の生活に関わる各種相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供等を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行った。	○	老人福祉センターの運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症が５類に移行後も、徹底した感染対策を実施するとともに、各区の地域活動の指針に沿いながら各種活動を実施した。カラオケなどコロナ前の活動の再開や、人数制限の緩和など、徐々に利用者数が戻りつつある。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
42	152	3 (4) イ	高齢者の就労支援として、大阪市シルバー人材センターにおいては、より多くの高齢者が社会においていきいきと活動できるよう就業情報提供機能の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する人材の養成を図る子育て支援講座や、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施している。	シルバー人材センターにおける就労支援等	就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきた。	○	高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるよう環境づくりを行うため、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援した。 コロナウィルス感染拡大に伴い、会員数が減少する中、入会説明会や就業開拓等の積極的に行い、契約件数・契約金額ともに増加に転じた。	就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきた。	○	高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるよう環境づくりを行うため、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援した。 コロナウィルス感染拡大に伴い、減少してきた会員数が微増し、契約件数・契約金額ともに引き続き増加した。	就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきた。	○	高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるよう環境づくりを行うため、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援した。 定年延長による継続雇用の拡大など雇用労働環境の変化の影響により会員数が伸び悩むなか積極的に入会説明会を開催するなど会員拡大に取り組んだ結果、入会者は前年度より増となったが、コロナ禍の影響もあり体調不良等による退会者も多く、会員数は微減となった。しかし、契約件数・契約金額については、最低賃金の引き上げや事務費率改定の効果もあり、前年度に引き続きともに増加した。
ボランティア・NPO等の市民活動支援													
43	154	3 (5)	これまでボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけを行うことで新たなボランティアの担い手を発掘するため、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりのほか、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図る。	ボランティア活動への参加促進等	・大阪市社協のボランティア・市民活動センターを中心に、各区社協のボランティア・市民活動センターにおいてボランティア養成講座、需給調整等の実施 ・企業等の社会貢献活動への相談対応及び支援の実施 ・ボランティア活動をしたい、ボランティアの応援が欲しい等の相談に対して、個別での相談マッチングの実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事業相談件数 559件	○	・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや、各相談窓口の特色を生かしたボランティアの需給調整等を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図ります。 ・福祉ボランティアコーディネーション事業を通して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を引き続き実施していく必要がある。	・大阪市社協のボランティア・市民活動センターを中心に各区社協のボランティア・市民活動センターにおいてボランティア養成講座、受給調整等の実施 ・企業等の社会貢献活動への相談対応及び支援の実施 ・ボランティア活動をしたい、ボランティアの応援が欲しい等の相談に対して、個別での相談マッチングの実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事業相談件数 536件	◎	・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや各相談窓口の特色を活かしたボランティアの受給調整等を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図る。 ・福祉ボランティアコーディネーション事業を通して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を引き続き実施していく必要がある。	・大阪市社協のボランティア・市民活動センターを中心に各区社協のボランティア・市民活動センターにおいてボランティア養成講座、受給調整等の実施 ・企業等の社会貢献活動への相談対応及び支援の実施 ・ボランティア活動をしたい、ボランティアの応援が欲しい等の相談に対して、個別での相談マッチングの実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事業相談件数 572件	◎	・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや各相談窓口の特色を活かしたボランティアの受給調整等を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図る。 ・福祉ボランティアコーディネーション事業を通して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を引き続き実施していく必要がある。
44	154	3 (5)	市民、企業等からの寄附を区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業を支援している。	区政推進基金（市民活動団体支援型）等の活用	市民活動推進助成事業 助成事業数9事業	◎	地域課題・社会課題の解決に向けた市民活動団体の活動が自立的・継続的なものになるよう支援していく必要があり、助成対象事業の活動周知・広報を意識した支援をすすめるとともに、「市民活動推進助成事業」の認知度向上を図り、市民活動団体が行う公益的な事業を推進していく。	市民活動推進助成事業 助成事業数7事業	◎	地域課題・社会課題の解決に向けた市民活動団体の活動が自立的・継続的なものになるよう支援していく必要があり、助成対象事業の活動周知・広報を意識した支援をすすめるとともに、「市民活動推進助成事業」の認知度向上を図り、市民活動団体が行う公益的な事業を推進していく。	市民活動推進助成事業 助成事業数 8 事業	◎	地域課題・社会課題の解決に向けた市民活動団体の活動が自立的・継続的なものになるよう支援していく必要があり、助成対象事業の活動周知・広報を意識した支援をすすめるとともに、「市民活動推進助成事業」の認知度向上を図り、市民活動団体が行う公益的な事業を推進していく。
45	154	3 (5)	「大阪市民民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援している。	・市民活動支援	大阪市民民活動総合ポータルサイトにおける情報発信件数 1,008件	○	市民活動総合ポータルサイトが各活動主体により活用されるよう、その存在及び有用性の認知度向上を図る。	大阪市民民活動総合ポータルサイトにおける情報発信件数 1,114件	◎	市民活動総合ポータルサイトが各活動主体により活用されるよう、その存在及び有用性の認知度向上を図る。	大阪市民民活動総合ポータルサイトにおける情報発信件数 1,140件	◎	市民活動総合ポータルサイトが各活動主体により活用されるよう、その存在及び有用性の認知度向上を図る。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実													
介護予防・生活支援サービス事業の充実													
46	158	4 (1)	「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、モデル事業における課題や効果を踏まえて、地域における住民相互の支え合い、助け合いの体制づくりを推進できるよう、対象範囲を全市に広げ取組みを進めていく。	・住民の助け合いによる生活支援活動事業の取組み 2021(令和３)年度末 2,664人 2022(令和４)年度末 2,664人 2023(令和５)年度末 2,664人 (延べ人数/年)	地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる取組みを行った。 ・延べ人数：548人	×	事業実施対象地域を市内全域としていますが、各事業者が活動範囲を指定しており、現在の実施地域が、港区及び東成区、生野区及び旭区（周辺区の一部地域を含む）に留まっている。 実施地域の拡大にあたっては、地域との合意形成を着実にやっていく必要があることから、生活支援体制整備事業とも連携し、新たに地域で生活支援サービスの有償活動を立ち上げる際に本事業を活用するよう制度周知を行う。	地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる取組みを行った。 ・延べ人数：648人	×	事業実施対象地域を市内全域としているが、各事業者が活動範囲を指定しており、現在の実施地域が、港区及び東成区、生野区及び旭区（周辺区の一部地域を含む）に留まっている。 実施地域の拡大にあたっては、地域との合意形成を着実にやっていく必要があることから、生活支援体制整備事業とも連携し、新たに地域で生活支援サービスの有償活動を立ち上げる際に本事業を活用するよう制度周知を引き続き行っていく。 また、事業者の募集についても引き続き広く周知し、事業拡大に向けて募集を行っていく。	地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる取組みを行った。 ・延べ人数：798人	×	事業実施対象地域を市内全域としているが、各事業者が活動範囲を指定しており、現在の実施地域が、港区及び東成区、生野区及び旭区（周辺区の一部地域を含む）に留まっている。 実施地域の拡大にあたっては、地域との合意形成を着実にやっていく必要があることから、生活支援体制整備事業とも連携し、新たに地域で生活支援サービスの有償活動を立ち上げる際に本事業を活用するよう制度周知を引き続き行っていく。 また、事業者の募集についても引き続き広く周知し、事業拡大に向けて募集を行っていく。
47	158	4 (1)	介護の担い手のすそ野を広げる取組みとして実施する「生活援助型訪問サービス」については、指定事業所において、資格要件等の基準を緩和したサービス従事者によるサービス提供体制が適切に確保できるよう、大阪市が実施する研修修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法等について検討を進める。	生活援助型訪問サービス提供体制確保に向けた取組み・検討	全24回開催74名修了	○	研修修了者増加及び修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）	全24回開催 83名受講、内64名修了	○	前年度より、受講者数は増加したものの、修了者数は減少しているため、研修受講及び修了者の増加が課題であるため、幅広く周知を図っていく。 修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）していく。	全24回開催 75名受講 受講者全員（75名）修了	○	前年度より、受講者数は減少したものの、修了者数は増加した。 ただし、研修受講者、研修修了者ともに増加が課題であるため、効果的な周知方法について検討していくとともに、研修修了者が介護の担い手となるように、生活援助型訪問サービス事業所とのマッチング方法についても検討していく。
48	158	4 (1)	総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改革の趣旨を踏まえつつも大阪市の実情に合わせて、弾力化の取組みの必要性について検討していく。	総合事業の対象者の弾力化の取組み・検討	総合事業の対象者の弾力化については、厚生労働省老健局長通知「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」（令和３年９月21日付老発0921第３号）において、弾力化の対象者について、「補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者」と示されたところであり、本市では平成29年の総合事業開始以降、補助（助成）による介護予防・生活支援サービス事業を実施していないことから、対象者の弾力化の取組対象となりえない状況となった。 そのため、今後、本市として補助（助成）によるサービス実施の必要性の検討を行うにあたっては、総合事業の対象者の弾力化の取組みの必要性についてもあわせて検討していく。	—	—	総合事業の対象者の弾力化については、厚生労働省老健局長通知「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」（令和３年９月21日付老発0921第３号）において、弾力化の対象者について、「補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者」と示されたところであり、本市では平成29年の総合事業開始以降、補助（助成）による介護予防・生活支援サービス事業を実施していないことから、対象者の弾力化の取組対象となりえない状況となった。 そのため、今後、本市として補助（助成）によるサービス実施の必要性の検討を行うにあたっては、総合事業の対象者の弾力化の取組みの必要性についてもあわせて検討していく。	—	—	総合事業の対象者の弾力化については、厚生労働省老健局長通知「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」（令和３年９月21日付老発0921第３号）において、弾力化の対象者について、「補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者」と示されたところであり、本市では平成29年の総合事業開始以降、補助（助成）による介護予防・生活支援サービス事業を実施していないことから、対象者の弾力化の取組対象となりえない状況となった。 そのため、今後、本市として補助（助成）によるサービス実施の必要性の検討を行うにあたっては、総合事業の対象者の弾力化の取組みの必要性についてもあわせて検討していく。	—	—

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
生活支援体制の基盤整備の推進													
49	160	4 (2)	地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、生活支援コーディネーターの体制の充実を図り、協議体等の会議を通じた関係機関との情報共有や地域ケア会議等への積極的な参画・連携により、生活支援・介護予防サービスの充実に取り組む。	地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた地域ケア会議等へ参画	生活支援体制整備事業において、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組む。 ・地域ケア会議への参画：511回	◎	第１層に加え第２層コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。	生活支援体制整備事業において、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組んだ。 ・地域ケア会議への参画：559回	◎	第１層に加え第２層コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。	生活支援体制整備事業において、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組んだ。 ・地域ケア会議への参画：497回	◎	引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。
50	160	4 (2)	生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行う。	生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発	・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行った。 ・地域資源の開発実績：新規・拡充182件、継続支援：199件	◎	・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、検証・見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組みを進める。 ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進する。	・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行った。 ・地域資源の開発実績：新規・拡充240件、継続支援：198件	◎	・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、検証・見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組みを進める。 ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進する。	・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、新たな資源の開発や継続した支援などを行った。 ・地域資源の開発実績：新規・拡充328件、継続支援：255件	◎	・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、検証・見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組みを進める。 ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進する。
51	160	4 (2)	就労的活動については、既に生活支援コーディネーターが支援を行っているところもみられるが、他都市の事例も参考にしながら、高齢者個人の特性や希望に合ったより良い就労的活動の支援について、今後検討していく。	就労的活動の支援の取組み・検討	生活支援コーディネーターが、地域課題や地域ニーズに応じて、地域住民のカフェ活動の立上げや継続支援、ボランティア養成講座などを行った。 （令和３年度実績：講座数152回）	◎	生活支援コーディネーターが、引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、就労的活動を含む、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。	生活支援コーディネーターが、地域課題や地域ニーズに応じて、地域住民のカフェ活動の立上げや継続支援、ボランティア養成講座などを行った。 （令和4年度実績：講座数328回）	◎	生活支援コーディネーターが、引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、就労的活動を含む、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。	生活支援コーディネーターが、地域課題や地域ニーズに応じて、地域住民のカフェ活動の立上げや継続支援、ボランティア養成講座などを行った。 （令和5年度実績：講座数296回）	◎	生活支援コーディネーターが、引き続き、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、就労的活動を含む、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。
介護給付等対象サービスの充実													
52	161	4 (3)	高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていくことが重要である。	地域全体の理解促進	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット（ハートページ）』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っています。（ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置）	◎	引き続き要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット（ハートページ）』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っている。（ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置）	◎	引き続き要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていく。	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット（ハートページ）』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っている。（ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置）	◎	引き続き要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
53	161	4 (3)	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等にあたっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んで行く。	・地域密着型サービス運営委員会開催状況等地域密着型サービスの適切な運営にかかる取組み	地域密着型サービス運営委員会は、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的を開催しています。（年6回）	◎	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めております。	地域密着型サービス運営委員会は、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的に開催している。（年6回）	◎	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めている。	地域密着型サービス運営委員会は、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的に開催している。（年6回）	◎	地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めている。
介護サービスの質の向上と確保【介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価】													
54	162	4 (4) ア	利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されており、大阪市では公表に関する事務や公表データの管理を行う「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて情報提供を行っていく。	介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価	介護サービス情報の公表事業所数：6,244事業所	◎	指定時や実地指導などの機会に、公表システムに登録するよう指導する。	介護サービス情報の公表事業所数：6,471事業所	◎	指定時や運営指導などの機会に、公表システムに登録するよう指導する。	介護サービス情報の公表事業所数：6,596事業所	◎	指定時や運営指導などの機会に、公表システムに登録するよう指導する。
介護サービスの質の向上と確保【介護サービスの適正化】													
55	163	4 (4) イ	国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援する。	ケアプランチェック（居宅サービス計画） 訪問事業所数 2021(令和３)年度 172か所 2022(令和４)年度 175か所 2023(令和５)年度 179か所	ケアプランチェック実施事業所数42か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和３年11月からの開始となっている。（新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、令和２年３月以降のケアプランチェックを中止としていた。）	△	新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ実施していく。	146か所	◎	ケアプランに位置付けられたサービス事業所に偏りがある居宅介護支援事業所を抽出し、訪問する事業所の選定基準を見直すなど、介護支援専門員が利用者の自由な意思を尊重し、自立支援に向けたケアマネジメントを実践できるよう支援する。	138か所	○	調査員（介護支援専門員）の確保が難しく、訪問事業所数が目標値に達しなかったため、引き続き調査員の募集を行い目標達成に努める。 支給限度額の利用割合が高く、ケアプランに位置付けられたサービス種類や事業所に偏りがあるなど、訪問する居宅介護支援事業所を複数の視点から選定し、介護支援専門員が利用者の自由な意思を尊重し、自立支援に向けたケアマネジメントを実践できるよう支援していく。
56	163	4 (4) イ	国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合） 2021(令和３)年度 5,648件 2022(令和４)年度 5,761件 2023(令和５)年度 5,876件	2021(令和３)年度：6,786件	○	給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等が適正に行われるよう引き続き点検を行う。	5761件	◎	引き続き、給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等が適正に行われるよう点検を行う。	6,799件	◎	引き続き、給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等が適正に行われるよう点検を行う。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
介護サービスの質の向上と確保【介護サービス事業者への指導・助言】													
57	163	4 (4) ウ	高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行う。	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 2021(令和３)年度 75か所 2022(令和４)年度 76か所 2023(令和５)年度 77か所	実地指導数23か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和３年11月からの開始となっている	△	新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ実施していく。	45か所	△	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和４年５月までについては実地指導を中止し、令和４年６月より再開したため、目標を達成できなかった。	78か所	◎	引き続き、該当する事業所に対して重点的に指導を行い、適切なサービス提供が行われているか確認していく。
58	163	4 (4) ウ	介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組む。	実地指導実施率 2021(令和３)～2023(令和５)各年度 16.6%以上	実地指導実施率4.1% 実地指導数376か所 ※新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和３年11月からの開始となっている	△	・より効率的な実地指導に努め、引き続き、指定の更新期間である６年に１度の実地指導を行うことを目標に取り組んでいきます。 ・苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。	14.01%	◎	より効率的な指導に努め、引き続き、指定の更新期間である６年に１度の指導を行うことを目標に取り組む。 また、苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。	17.43%	◎	より効率的な指導に努め、引き続き、指定の更新期間である６年に１度の指導を行うことを目標に取り組む。 また、苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。
介護サービスの質の向上と確保【介護支援専門員の質の向上】													
59	163	4 (4) エ	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざす。	ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2021(令和３)年度 384か所 2022(令和４)年度 391か所 2023(令和５)年度 398か所	391か所	○	引き続き介護支援専門員の資質向上をめざす。	385か所	◎	引き続き、介護支援専門員の資質向上を目指す。	392か所	◎	引き続き、介護支援専門員に対し「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援し、資質向上を目指す。
介護サービスの質の向上と確保【公平・公正な要介護（要支援）認定】													
60	164	4 (4) オ	公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行う。	認定調査員等研修 2021(令和3)年度 17回 2022(令和4)年度 13回 2023(令和5)年度 15回 保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施	認定調査員等研修 計28回 (新規研修 We b) 18回 (現任研修 集合) 10回	◎	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新規研修についてはWebで実施した。また、現任研修については指定事務受託法人と居宅介護支援事業所に向けて複数回に分けて集合研修を実施した。特に現任研修において、受講者アンケート結果により、Web研修希望があったことから令和４年度以降検討していくこととする。	認定調査員等研修 15回 ・新規研修（Web研修）14回（うち6回期間開催、8回随時開催） ・現任研修（Web研修）1回（R5.1～3月の期間開催） 保健師同行訪問 104件 手話通訳者派遣事業 122件 外国語通訳 42件	◎	認定調査結果や審査判定結果を区毎に分析し、審査会事務局や認定調査員へフィードバックしている。 今後も介護認定審査会訪問等から審査会運営における課題や対応策を検討するとともに、認定調査員や審査会委員、区事務局に対し研修等を実施し審査判定の適正化を図る。 なお、研修については、オンラインで可能なものは引き続きWeb研修を検討していく。	認定調査員等研修 ・新規研修（Web研修） 通年開催 ・現任研修（集合研修） 1回（R6.2.28開催） （Web研修） 1回（R6.3.11～22開催） 保健師同行訪問 92件 手話通訳者派遣事業 98件 外国語通訳 38件	◎	認定調査結果や審査判定結果を区毎に分析し、審査会事務局や認定調査員へフィードバックしている。 今後も介護認定審査会訪問等から審査会運営における課題や対応策を検討するとともに、認定調査員や審査会委員、区事務局に対し研修等を実施し審査判定の適正化を図る。 なお、研修については、オンラインで可能なものは引き続きWeb研修を検討していく。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和3年度			令和4年度			令和5年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
介護サービスの質の向上と確保【介護分野の文書に関する負担軽減の取組み】													
61	164	4 (4) カ	厚生労働省社会保障審議会 介護保険部会「介護分野の 文書に係る負担軽減に関する 専門委員会」中間取りまとめ の内容を踏まえて、引き続き申請 関連文書の簡素化及び標準 化、I C T等の活用による負 担軽減を進めていく。	介護分野の文書に関する負担軽減 の取組	処遇改善加算等取得の提出書類 については、今年度分よりキャリア パス要件や労働保険の確認資料は 事業所保管となり、押印も省略され るなど一定簡素化している。	○	引き続き申請関連文書の簡素化及び標準 化、I C T等の活用による負担軽減を進め る。	処遇改善加算等取得の計画提出 書類について、要件を満たしている か自動的に判定する欄が設けられ、 計画書作成時の負担軽減が図られ た。	◎	引き続き申請関連文書の簡素化及び標準 化、I C T等の活用による負担軽減を進め る。	令和6年度報酬改定に併せて、全 事業所が提出する必要がある加算 取得関連の提出書類を、行政オン ラインシステムで受け付ける等の方 法を検討のうえ、令和5年度中に周 知を行い、事業所の書類作成等の 負担の軽減に務めた。	◎	引き続き申請関連文書の簡素化及び標準 化、I C T等の活用による負担軽減を進め る。
介護人材の確保及び資質の向上													
62	165	4 (5)	大阪市社会福祉研修・情報 センターにおける研修の実施な ど、介護サービス事業等の従事 者の資質向上に取り組む。 また、福祉教材を活用した福 祉教育の推進など、福祉に関 する理解促進やイメージアップ を図る。	左記の具体的な取組みについて、第 8期についても、引き続き取り組む。	・大阪市社会福祉研修・情報セン ターにおいて、介護サービス事業等 の従事者の資質向上の観点から、 福祉専門職のスキルアップのための 研修等を実施 【研修受講者満足度評価】 5段階で4.5 ・小学生用福祉教材や教員の指導 用副教材を作成し、配付 【アンケート調査において、福祉教材 を活用した小学校教員が「児童の 福祉へのなじみや理解が深まった」と 回答した割合】 95.1%	○	・大阪市社会福祉研修・情報センター 新型コロナウイルス感染症の感染対策を引き 続き行っていく必要があり、オンライン開催や動 画配信など、開催方法を工夫して実施していく 必要がある。 研修受講者満足度評価等の目標が達成で きるように、受講者に対して満足度に関するア ンケートを実施し、効果検証を行いながら、受 講者に満足してもらえる研修を行っていく必要 がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関す るアンケートを実施して効果検証を行いなが ら、引き続き、総合的な学習の時間等におけ る福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ 機会を設けていく。	・大阪市社会福祉研修・情報セン ターにおいて、介護サービス事業等 の従事者の資質向上の観点から、 福祉専門職のスキルアップのための 研修等を実施 【研修受講者満足度評価】 5段階で4.4 ・小学生用福祉教材や教員の指導 用副教材を作成し、配付 【アンケート調査において、福祉教材 を活用した小学校教員が「児童の 福祉へのなじみや理解が深まった」と 回答した割合】 97.4%	◎	・大阪市社会福祉研修・情報センター 研修受講者満足度評価等の目標が達成で きるように、受講者に対して満足度に関するア ンケートを実施し、効果検証を行いながら、受 講者に満足してもらえる研修を行っていく必要 がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関す るアンケートを実施して効果検証を行いなが ら、引き続き、総合的な学習の時間等におけ る福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ 機会を設けていく。	・大阪市社会福祉研修・情報セン ターにおいて、介護サービス事業等 の従事者の資質向上の観点から、 福祉専門職のスキルアップのための 研修等を実施 【研修受講者満足度評価】 5段階で4.6 ・小学生用福祉教材や教員の指導 用副教材を作成し、配付 【アンケート調査において、福祉教材 を活用した小学校教員が「児童の 福祉へのなじみや理解が深まった」と 回答した割合】 95.2%	◎	・大阪市社会福祉研修・情報センター 研修受講者満足度評価等の目標が達成で きるように、受講者に対して満足度に関するア ンケートを実施し、効果検証を行いながら、受 講者に満足してもらえる研修を行っていく必要 がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関す るアンケートを実施して効果検証を行いなが ら、引き続き、総合的な学習の時間等におけ る福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ 機会を設けていく。
63	165	4 (5)	専門職が、専門性を発揮し、 誇りを持ち続けながら働くことが できるよう、スキルアップやモチ ベーション向上につながる取組 みをさらに推進するとともに、介 護の周辺業務を担う「介護助 手（アシスタントワーカー）」等 の、新たな人材についても検討 に加えるなど、人材のすそ野の 拡大に取り組んでいく。	左記の具体的な取組みについて、第 8期についても、引き続き取り組む。	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめ き大賞 福祉・介護の現場で働く福祉専 門職から福祉の仕事の魅力が伝わ る感動エピソードを募集し、優良事 例の選考を実施 ・介護の職場 担い手創出事業 介護助手（アシスタントワーカー） 導入に向けたモデル事業を実施	○	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 選考した優良事例を表彰し、福祉専門職の 仕事に対するやりがいを支え、事例を漫画作 品化し公表することで、福祉・介護の仕事のイ メージアップを図っていく必要がある。 ・介護の職場 担い手創出事業 モデル事業における、効果検証から、福祉・ 介護人材の育成・支援についての効果があっ たことから、次年度以降、高齢施設だけではな く、障がい者施設にも広め、福祉・介護人材の 取組みを進めていく必要がある。	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめ き大賞 福祉・介護の現場で働く福祉専 門職から福祉の仕事の魅力が伝わ る感動エピソードを募集し、優良事 例の選考を実施 ・アシスタントワーカー導入等による 福祉・介護人材支援事業 アシスタントワーカー（間接助働 業務を担当する職種）の導入に向け た事業を実施	○	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 選考した優良事例を表彰し、福祉専門職の 仕事に対するやりがいを支え、事例を漫画作 品化し公表することで、福祉・介護の仕事のイ メージアップを図っていく必要がある。 ・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護 人材支援事業 高齢施設だけではなく、障がい者施設にも取 組が広がるように、福祉・介護人材の取組みを 進めていく必要がある。	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめ き大賞 福祉・介護の現場で働く福祉専 門職から福祉の仕事の魅力が伝わ る感動エピソードを募集し、優良事 例の選考を実施 ・アシスタントワーカー導入等による 福祉・介護人材支援事業 アシスタントワーカー（間接助働 業務を担当する職種）の導入に向け た事業を実施	○	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 選考した優良事例を表彰し、福祉専門職の 仕事に対するやりがいを支え、事例を漫画作 品化し公表することで、福祉・介護の仕事のイ メージアップを図っていく必要がある。 ・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護 人材支援事業 高齢施設だけではなく、障がい者施設にも取 組が広がるように、福祉・介護人材の取組みを 進めていく必要がある。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
64	165	4 (5)	要支援者等に対するサービス提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを身体介護などのより専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を広げる取組みを進めていく。	生活援助サービス従事者研修受講者数	全24回開催74名修了	○	研修修了者増加及び修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）	全24回開催83名受講、内64名修了	○	前年度より、受講者数は増加したものの、修了者数は減少しているため、研修受講及び修了者の増加が課題であるため、幅広く周知を図っていく。 修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について検討（総合就職サポート事業と連携）していく。	全24回開催75名受講 受講者全員（75名）修了	○	前年度より、受講者数は減少したものの、修了者数は増加した。 ただし、研修受講者、研修修了者ともに増加が課題であるため、効果的な周知方法について検討していくとともに、研修修了者が介護の担い手となるように、生活援助型訪問サービス事業所とのマッチング方法についても検討していく。
65	165	4 (5)	介護職員が働きやすい施設等の環境整備について、介護職員用の宿舍の整備について支援する。	介護施設等の事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用の一部について補助				介護職員の宿舍施設整備については、令和４年度で１施設が整備に着手し、令和５年度で完成の見込みである。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。	介護職員の宿舍施設整備については、令和４年度で整備に着手した１施設は、令和５年度で整備完了した。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
66	165	4 (5)	介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組む。	処遇改善加算取得事業所数 2021(令和３)年度 4,001か所 2022(令和４)年度 4,057か所 2023(令和５)年度 4,114か所 特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和３)年度 2,603か所 2022(令和４)年度 2,639か所 2023(令和５)年度 2,676か所	処遇改善加算取得事業所数 4,122か所 特定処遇改善加算取得事業所数 3,002か所	◎	引続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組む。	処遇改善加算取得事業所数 4,099か所 特定処遇改善加算取得事業所数 3,093か所	◎	引続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組む。	処遇改善加算取得事業所数 4,453か所 特定処遇改善加算取得事業所数 3,427か所	◎	引続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組む。
在宅支援のための福祉サービスの充実													
67	167	4 (6)	高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進める。	在宅支援のための福祉サービス実施・検討	・高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めました。 ・日常生活用具給付事業においては、火災警報器の設置時に消防局と連携するなど、高齢者世帯における火災の未然防止に努めました。 ・緊急通報システム事業においては、従来の固定型機器における課題を解決し、確実な緊急通報体制を維持しながら、利用者の利便性の向上を図るため、携帯型機器の導入に向けて取り組みました。	◎	家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、取組みを進める必要がある。	・高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めた。 ・日常生活用具給付事業においては、火災警報器の設置時に消防局と連携するなど、高齢者世帯における火災の未然防止に努めた。 ・緊急通報システム事業においては、従来の固定型機器における課題を解決し、確実な緊急通報体制を維持しながら、利用者の利便性の向上を図るため、携帯型機器を導入した。	◎	家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、取組みを進める必要がある。	・高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めた。 ・日常生活用具給付事業においては、電磁調理器及び消火器の設置をすることで、高齢者世帯における火災の未然防止に努めた。 ・緊急通報システム事業においては、従来の固定型機器に加え、確実な緊急通報体制を維持しながら、利用者の利便性の向上を図るため、携帯型機器も導入しており、引き続きご利用いただいている。	◎	家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、取組みを進める必要がある。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
5 高齢者の多様な住まい方の支援													
多様な住まい方の支援													
68	169	5 (1)	市民が多様な住まい方を選択 することができるよう、大阪市立 住まい情報センターにおいて、 関係団体と連携し、高齢者な どに対する住宅相談も含めた 住まいに関する様々な情報提 供サービスを実施する。 高齢者の住まいに関する情報 の提供等が身近な窓口で行え るように検討する。	高齢者の住まいに関する情報の提供	住まい情報センターにおける情報提 供等について、高齢者を含む施設 利用者に対して、約7,500件の住 宅相談対応や約26,300件の情報 提供を行いました。また、セミナー・シ ンポジウム等についても計41回開催 し、約1,900人の参加があり、高齢 者を含む多くの方を対象とした情報 提供サービスを実施しました。	◎	住まい情報センターにおいては、住宅に関する 様々な情報提供ができており、引き続き、多 様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅 相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウ ム等の開催に取り組んでいきます。	住まい情報センターにおける情報提 供等について、高齢者を含む施設 利用者に対して、約7,900件の住 宅相談対応や約26,400件の情報 提供を行いました。また、セミナー・シ ンポジウム等についても計47回開催 し、約2,400人の参加があり、高齢 者を含む多くの方を対象とした情報 提供サービスを実施した。	◎	住まい情報センターにおいては、住宅に関する 様々な情報提供ができており、引き続き、多 様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅 相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウ ム等の開催に取り組む。	住まい情報センターにおける情報提 供等について、高齢者を含む施設 利用者に対して、約8,100件の住 宅相談対応や約25,700件の情報 提供を行いました。また、セミナー・シ ンポジウム等についても計68回開催 し、約2,900人の参加があり、高齢 者を含む多くの方を対象とした情報 提供サービスを実施した。	◎	住まい情報センターにおいては、住宅に関する 様々な情報提供ができており、引き続き、多 様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅 相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウ ム等の開催に取り組む。
居住の安定に向けた支援													
69	171	5 (2)	建替えを行う市営住宅につい ては、高齢化対応設計を行う とともに、既存の市営住宅につ いてもバリアフリー化を推進す る。	市営住宅のバリアフリー化の推進	建替えを行う市営住宅全住戸を対 象とした高齢化対応設計の実施 1,162戸	◎	今後も高齢者に安定的な居住の場を提供す るため、「大阪市営住宅ストック総合活用計 画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設 置の効率的・効果的な実施により市営住宅の 高齢化への対応を進める。	建替えを行う市営住宅全住戸を対 象とした高齢化対応設計の実施 908戸	◎	今後も高齢者に安定的な居住の場を提供す るため、「大阪市営住宅ストック総合活用計 画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設 置の効率的・効果的な実施により市営住宅の 高齢化への対応を進める。	建替えを行う市営住宅全住戸を対 象とした高齢化対応設計の実施 993戸	◎	今後も高齢者に安定的な居住の場を提供す るため、「大阪市営住宅ストック総合活用計 画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設 置の効率的・効果的な実施により市営住宅の 高齢化への対応を進める。
70	171	5 (2)	高齢化が進む市営住宅団地 において、高齢者の生活支援 や子育てサービスの提供など、 団地や地域の活性化につなが るコミュニティビジネス等の活動 拠点として、N P O等の団体 に市営住宅の空き住戸を提供 するなど、市営住宅における高 齢化への対応を進める。	市営住宅の住戸を活動拠点とする 地域コミュニティの活性化に資する活 動等取組	市営住宅のコミュニティ活性化事業 募集件数 7件 応募件数 3件 選定件数 3件	◎	市営住宅の空き住戸を活用して、引き続き、 団地や地域の活性化につながるコミュニティビジ ネス等の活動拠点の提供を行う。	市営住宅のコミュニティ活性化事業 募集件数 8件 応募件数 6件 選定件数 4件	◎	市営住宅の空き住戸を活用して、引き続き、 団地や地域の活性化につながるコミュニティビジ ネス等の活動拠点の提供を行う。	市営住宅のコミュニティ活性化事業 募集件数 8件 応募件数 6件 選定件数 4件	◎	市営住宅の空き住戸を活用して、引き続き、 団地や地域の活性化につながるコミュニティビジ ネス等の活動拠点の提供を行う。
71	171	5 (2)	民間住宅においては、高齢者 をはじめとする住宅確保要配 慮者の入居を拒まない賃貸住 宅の登録制度に取り組むととも に、住宅セーフティネット法に規 定される居住支援協議会であ る「O s a k a あんしん住まい 推進協議会」に参画し、大阪 府等と連携しながら、高齢者 等の入居を受け入れる民間賃 貸住宅やその仲介を行う不動 産事業者、居住支援を行う団 体等の情報提供を行うなど、 高齢者の民間賃貸住宅への 入居を支援する。	高齢者をはじめとする住宅確保要配 慮者への入居支援にかかる取組	セーフティネット住宅登録戸数： 6,385戸（累計） あんしん・あんぜん賃貸住宅登録戸 数：5,074戸（累計） サービス付き高齢者向け住宅登録 戸数：8,579戸（累計）	◎	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入 居を拒まない賃貸住宅の登録が順調に進んで いる。引き続き、住宅確保要配慮者の入居を 拒まない賃貸住宅の登録の促進に取り組んで いく。	セーフティネット住宅登録戸数： 6,843戸（累計） あんしん・あんぜん賃貸住宅登録戸 数：5,074戸（累計） サービス付き高齢者向け住宅登録 戸数：8,632戸（累計）	◎	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入 居を拒まない賃貸住宅の登録が順調に進んで いる。引き続き、住宅確保要配慮者の入居を 拒まない賃貸住宅の登録の促進に取り組む。	セーフティネット住宅登録戸数： 8,825戸（累計） あんしん・あんぜん賃貸住宅登録戸 数：5,092戸（累計） サービス付き高齢者向け住宅登録 戸数：8,761戸（累計）	◎	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入 居を拒まない賃貸住宅の登録が順調に進んで いる。引き続き、住宅確保要配慮者の入居を 拒まない賃貸住宅の登録の促進に取り組む。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
72	171	5 (2)	介護保険給付における住宅改修や、介護保険制度を補完する制度として大阪市が独自に実施する高齢者住宅改修給付事業により、高齢期における身体機能の低下に対応した、自立や介護をしやすい生活環境の整備を推進する。	・介護保険給付サービス住宅改修費の支給件数 ・高齢者住宅改修費給付事業の支給件数	住宅改修に対する支援としては、介護保険制度において、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行っている。給付の際には、利用者の一時的な負担を解消するため、支給対象となる費用（支給限度額）の１割、２割又は３割負担で済む「給付券方式」を導入している。 また、介護保険制度の支給対象とならない工事費用の一部について、高齢者住宅改修費給付事業を実施している。 ・介護保険給付サービス住宅改修費の支給件数…8,610件 ・高齢者住宅改修費給付事業の支給件数… 44件	◎	・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっている。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていく。 ・高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続できるよう支援を実施していく必要がある。	◎	・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっている。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていく。 ・高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続できるよう支援を実施していく必要がある。	◎	・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっている。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていく。 ・高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続ができるよう支援を実施していく必要がある。	◎	・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっている。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていく。 ・高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続ができるよう支援を実施していく必要がある。
施設・居住系サービスの推進													
73	172	5 (3)	○ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型で整備を推奨していく。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても府の基金事業等を活用して支援する。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室での整備も可能としている。	整備目標数（年度末定員数） 2021(令和３)年度 14,600 2022(令和４)年度 14,700 2023(令和５)年度 14,800	特別養護老人ホームについては、令和３年度末現在167施設（うち地域密着型17施設）定員14,500人（うち地域密着型施設436人）が整備済です。 また200人分を公募を行い、４施設190人分を選定し、残り10人分はショートステイからの転用を行いました。 なお、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね１年以内に入所可能となっております。	◎	特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進めます。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施しております。	◎	特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進める。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施している。	◎	特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進める。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施している。	◎	特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進める。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施している。また、大規模修繕に対する市独自の補助についても令和６年度から実施する。
74	173	5 (3)	○ 介護老人保健施設 介護老人保健施設については、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である方に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設としての整備を進めてる。	整備目標数（年度末定員数） 2021(令和３)年度 8,200 2022(令和４)年度 8,200 2023(令和５)年度 8,200	介護老人保健施設については、令和３年度末現在85施設、定員8,044人分が整備されています。 不足分の整備を進めるため、令和２年11月に156人分の公募を行い、１施設156人分を選定を行いました。	◎	特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。	◎	介護老人保健施設については、２施設が廃止となったことから、令和４年度末現在83施設、定員7,935人分が整備されている。 選定済みの１施設156人分については、令和６年11月に整備完成予定である。	◎	特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていく。	◎	介護老人保健施設については、１施設が介護医療院へ転換となったことから、令和５年度末現在82施設、定員7,909人分が整備されている。 選定済みの１施設156人分については、令和６年度中に整備完成予定である。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
75	173	5 (3)	○ 介護療養型医療施設及び介護医療院 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設された「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていく。 現行の介護療養型医療施設については、経過措置期間が2023(令和５)年度末までとされているため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めていく。	整備目標（年度末定員数） 介護医療院 2021(令和３)年度 37 2022(令和４)年度 37 2023(令和５)年度 245 介護療養型医療施設 2021(令和３)年度 157 2022(令和４)年度 157 2023(令和５)年度 0	介護医療院については、令和３年度末現在1施設、定員42人分が整備されています。 介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和３年度末現在、3施設103床となっております。 経過措置期間が６年間延長されることとなったことから、令和５年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定しています。	◎	引き続き介護医療院等への転換促進のための支援を行っていきます。	介護医療院については、令和4年度末現在1施設、定員42人分が整備されている。 介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和4年度末現在、3施設103床となっている。 経過措置期間が６年間延長されることとなったことから、令和５年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定している。	◎	引き続き介護医療院等への転換促進のための支援を行っていく。	介護医療院については、令和5年度末現在5施設、定員173人分が整備されている。 介護療養型医療施設については、令和５年度末に廃止となり、全ての施設で事業廃止や介護医療院等への転換を終えている。	◎	今後は計画に基づいて、特養等同様に公募を行って、適正な施設整備に努めていく。
76	173	5 (3)	○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の人のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めていく。	整備目標（年度末定員数） 2021(令和３)年度 4,860 2022(令和４)年度 5,080 2023(令和５)年度 5,300	認知症対応型共同生活介護については、令和３年度末現在232事業所・定員4,699人分が整備されています。 令和4年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると4,918人分となっています。	◎	グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっています。 また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じています。 認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努めます。	認知症対応型共同生活介護については、令和4年度末現在235事業所・定員4,783人分が整備される。 令和5年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると4,955人分となっている。	◎	グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっている。 また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じている。 認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努める。	認知症対応型共同生活介護については、令和5年度末現在238事業所・定員4,857人分が整備される。 令和6年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると4,947人分となっている。	◎	グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっている。 また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じている。 認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っている。今後も、計画に基づき整備に努める。
77	174	5 (3)	○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など） 今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていく。	整備目標（年度末定員数） 2021(令和３)年度 10,410 2022(令和４)年度 10,605 2023(令和５)年度 10,800	特定施設入居者生活介護については、令和３年度末現在157施設、定員10,200人分が整備されています。 令和4年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含める10,587人分となっています。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていきます。	特定施設入居者生活介護については、令和4年度末現在163施設、定員10,546人分が整備されている。 令和5年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含める10,754人分となっている。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。	特定施設入居者生活介護については、令和5年度末現在164施設、定員10,781人分が整備されている。 令和6年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含める10,912人分となっている。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
78	174	5 (3)	○ 養護老人ホーム 養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設である。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行う。	施設の整備等	養護老人ホームについては、令和３年９月末現在、12施設定員767人を整備しています。 介護ニーズへの対応のため、12施設中２施設が特定施設の指定を受けています。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。	養護老人ホームについては、令和5年3月末現在、12施設、定員767人を整備している。 介護ニーズへの対応のため、12施設中２施設が特定施設の指定を受けている。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じる。	養護老人ホームについては、令和６年3月末現在、12施設、定員737人を整備している。 介護ニーズへの対応のため、12施設中３施設が特定施設の指定を受けている。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じる。

第8期計画（重点的な課題と取組）					令和３年度			令和４年度			令和５年度		
NO.	計画 頁数	項目 番号	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策	実施内容	自己 評価	課題と対応策
79	174	5 (3)	○ 軽費老人ホーム 軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っている。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行う。	施設の整備等	軽費老人ホームについては、令和３年３月末現在、19施設、定員705人と、経過の軽費老人ホーム（Ａ型）1施設、定員50人の計入所定員755人を整備しています。介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けています。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じまいります。	軽費老人ホームについては、令和5年３月末現在、19施設、定員705人と、経過の軽費老人ホーム（Ａ型）1施設、定員50人の計入所定員755人を整備している。介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けている。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じていく。	軽費老人ホームについては、令和6年３月末現在、19施設、定員705人と、経過の軽費老人ホーム（Ａ型）1施設、定員50人の計入所定員755人を整備している。介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けている。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じていく。
80	174	5 (3)	○ その他 介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していく。	看取り環境整備事業の取組	令和３年９月に大阪府から改正要綱が示されたことを受け、本市要綱を制定しました。また、令和４年度の予算確保に向けて、事業量調査を行いました。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていきます。	介護施設等の看取り環境整備については、令和４年度で６施設での看取り環境の整備を実施した。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。	介護施設等の看取り環境整備については、令和5年度で2施設での看取り環境の整備を実施した。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
住まいに対する指導体制の確保													
81	175	5 (4)	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいく。	実地指導件数等	・有料老人ホーム 396届出、うち15件 ・サービス付き高齢者向け住宅 190登録、うち60件 ※届出・登録数は令和４年３月末現在 ※3年度については新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、緊急性の高いもののみ実施。	○	・より効率的な実地指導に努めます。 ・苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。	・有料老人ホーム 416届出、うち122件 ・サービス付き高齢者向け住宅 192登録、うち53件 ※届出・登録数は令和４年３月末現在	◎	・届出及び登録件数に対し、３年に１度の運営指導件数の８割以上を達成することができ、引き続き効率的な運営指導に努める。 ・苦情・通報、虐待事案への迅速な対応を図ることにより、引き続き虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。	立入検査数 ・有料老人ホーム 420届出、うち92件 ・サービス付き高齢者向け住宅 192登録、うち53件 ※届出・登録数は令和６年３月末現在	◎	・有料老人ホーム等に対して実施する集団指導及び立入検査により、適切な管理・運営を行うよう指導できる体制を引き続き確保する。 ・苦情・通報、虐待事案への迅速な対応を図ることにより、引き続き虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。
82	175	5 (4)	食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームに該当するにも関わらず、有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組む。	届出の勧奨等の取組み	現地調査件数 1 2 件	○	有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組む。	現地調査件数 2 件	○	・引き続き有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に取り組む。 ・調査に対して拒否的な未届疑いの住宅に対し、消防局等と連携して調査に取り組む。	現地調査件数29件	◎	関係機関等から未届け有料老人ホームの情報提供が行われた場合は、すみやかに関係機関等と連携のうえ、管理者等に対し、本市への届出を行うよう指導ができる体制を引き続き確保する。
災害・感染症発生時の体制整備													
83	176	5 (5)	自然災害などの災害対策において、介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等が義務付けられている。非常災害対策計画の策定にあたっては、未策定及び不十分な内容とならないように集団指導や実地指導を通じ、介護施設等に対する指導・助言に取り組む。	介護保険施設等における非常災害対策計画の策定	令和３年４月にBCPの策定が義務付けられたことから、運営指導の際に、経過措置はあるものの早急な策定を指導している。	○	引き続き、運営指導の際に、早急な策定を指導していく。	業務継続計画策定における経過措置期間が令和６年３月31日で終了するため、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っている。さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行っている。	○	引き続き、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、経過期間措置終了後は、運営指導の際に文書指摘し、早急な策定を促す。	業務継続計画策定における経過措置期間が令和６年３月31日で終了するため、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っている。さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行っている。	○	引き続き、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、経過期間措置終了後は、運営指導の際に文書指摘し、早急な策定を促す。
84	176	5 (5)	感染症予防等の観点から踏まえた介護施設等に対する研修実施などの事前準備や、感染症発生時であっても、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、介護施設等や在宅で受けられる代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築に取り組む。	・介護保険施設等におけるBCP（業務継続計画）策定等に関する取組み ・そのほか左記の具体的な取組み	厚労省においてBCPの作成支援に関する研修動画がサービス類型ごとにまとめられ掲載されており、本市のホームページにも掲載している。	○	研修等の要望等があれば、関係機関と連携し、可能な限りご相談に応じていく。	事業所のBCP策定等における取組を推進すべく、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っている。さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行っている。	○	引き続き、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、経過期間措置終了後は、運営指導の際に文書指摘し、早急な策定を促す。	事業所のBCP策定等における取組を推進すべく、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っている。さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行っている。	○	引き続き、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、経過期間措置終了後は、運営指導の際に文書指摘し、早急な策定を促す。